

2013 年度年次大会

歴史としての高度成長

日時 : 2013年12月7日(土) 10:00 ~ 17:30

会場 : 一橋大学東1号館

午前の部 自由論題報告

第1グループ

山本武利 (インテリジェンス研究所)

「占領期の闊達な庶民メディア」

須藤遥子 (愛知県立芸術大学)

「自衛隊協力映画の同時代史～1960年代から現在まで」

司会 : 根津 朝彦 (国立歴史民俗博物館)

第2グループ

黒川伊織 (神戸大学)

「戦後文化運動からベトナム反戦運動へ—戦後神戸の運動史に即して—」

中村一成 (上武大学)

「『国民皆保険』の形成と大都市における国民健康保険」

司会 : 高岡裕之 (関西学院大学)

第3グループ

櫻澤誠 (立命館大学)

「1960年代前半の沖縄における保守勢力の再検討」

千地健太 (一橋大学大学院)

「沖縄における都道府県立慰霊塔の建設」

司会 : 戸邊秀明 (東京経済大学)

第4グループ

陳激（東北公益文科大学）

「漁業問題と日中関係－1945～1949年を中心に」

清水さゆり（ミシガン州立大学）

「北太平洋漁業協定と戦後海洋資源管理体制の形成」

司会：永江雅和（専修大学）

午後の部 「歴史としての高度成長」

報告者

武田晴人（東京大学）

「高度成長期経済史研究の到達点」

下村太一（神戸学院大学）

「高度成長と自民党政治―「保守の危機」と田中角栄―」

討論者

大門正克（横浜国立大学）

小澤弘明（千葉大学）

司会者

高岡裕之（関西学院大学）

原山浩介（国立歴史民俗博物館）

<報告要旨>

午前の部

通信検閲の評価法―研究のPPBへの過度の傾斜

山本武利（インテリジェンス研究所）

CCD 検閲の自己評価

*検閲が通信、PPB 両部門で最高潮に達していた 1947 年 5 月に GHQ は「日本の検閲は SCAP、占領軍、連合軍への辛辣な攻撃を防止するのに役立ってきた。日本の検閲は、民間のコミュニケーションのチャンネルの検査によって、力による転覆、闇市場、窃盗、スパイ、戦争犯罪、逃走犯などから占領軍の安全を守るための信頼できる情報を提供した」と自己評価している（分析 301）。

*中央諜報局とギャラップを兼ねるとの自負 (summary of communications division meeting with postal censors, 1947.12.11, CIS2411)

*軍事検閲 1942年2月以来

検閲の担い手と日本人

1、高い給与で恥じ（良心を高給に惹かれて旧敵国に売り、他人の私信を旧敵国の命令に従って密かにみるという破廉恥行為への恥じ）を抑え、敗戦国の不名誉を自信で忘れようとする。

2、占領軍への協力は高級将校の G2 のインテリジェンス協力により露骨であった。恥ずべきはむしろ新憲法の禁じる通信の秘密侵害、言論弾圧への協力にあった。

3、彼らは終戦まで軍国主義、天皇崇拝のイデオロギーの所有者であった。検閲要項その他のマニュアルとの接触や検閲作業で思考の範囲を枠づけられ、軍国主義排除、反共と民主主義というアメリカ的思考様式に洗脳され、自己の行為を合理化する。日本人全体がアメリカの占領方針に従順になり、彼らの行為を批判できなくなる。そうして晩年に自己の行為を告白する人が現われる。

4、集団的検閲空間で競わせ、監視させる。検閲空間と外界とを遮断させる。

5、競争原理を導入し、能力給で学歴、性差を無視する一就職市場の民主化促進

6、大量の郵便を機械的に、正確に判読させ、思考の遊びを禁じる。

7、検閲メカニズムの中での立ち位置を分からせぬようにブラック空間を職場で設定する。

日本人の検閲利用と米インテリジェンス戦略

1、太平洋戦争における日本人捕虜の利用戦術から学ぶ。

— 惨敗、焼け跡、飢餓の中での想定外のサプライズの厚遇による敵兵戦闘意欲消滅と情報提供

— 戦法、戦略の事前入手

2、マニュアルによる量的調査

— IBM 活用による世論調査の手法

— 2%のランダム調査で全体のすう勢を把握

3、ウォッチリストによる質的把握

— 右翼・左翼の反 GHQ 勢力の監視

— 戦犯追及、軍事裁判インテリジェンス獲得の特別郵便検閲班の設置

4、集団的圧力で洗脳される検閲者

— 「延安リポート」で把握した反戦兵士の誕生

— 時の権力者への服従

他の検閲制度との比較

- 1、日本の戦前との比較—事前検閲なし。発行禁止を恐れる発行者が内務省に自主的に出す道があったが、それを受け付ける体制ができていなかった。検閲の証拠（主として自主検閲）の痕跡を残すことは問題とされず、大っぴらになされていた。
- 2、ドイツなどファシズム国家でもこれほど徹底した検閲を行わなかった。
- 3、占領期ドイツでもアメリカは検閲を実行したが、その研究は見当たらない。
- 4、マッカーサーの独自の検閲行為と見てよからう。

戦前の米軍の通信検閲との比較

- 1、日本陸軍でも外国大使館郵便の秘密開封—香川義雄への郵便局の開緘協力、外国大使館電話の盗聴—香川義雄への電信局の盗聴協力、岩井忠熊『陸軍・秘密情報機関の男』
- 2、OWI を中心にマニュアル、クエッションナー統一による全戦域共通の日本兵意識、情報調査の大規模な実施。さらにイギリスの戦域を協調し、共通のクエッションナーや分析結果の交換を行った（山本武利『米軍による日本兵捕虜写真集・解説』）。それはエシュロンや最近のスノーデン暴露の英米インテリジェンス共同作戦の前駆形態といえる。
- 3、GHQ も海外通信を全面的に検閲—ATIS との協力
- 4、幅広い MWL の配布

証言の比較検討

- 1、証言の矛盾を解く—a、ウォッチリストは日本の郵便局に配られ、日本側の協力を強制していたか、2 世検閲官の証言の違い。b、検閲者への宣誓が強制されていたか、c、食料など現物給付や病院健診の有無。

自衛隊協力映画の同時代史～1960 年代から現在まで

須藤^{のりこ}遙子（愛知県立芸術大学）

はじめに

本報告では、自衛隊が製作に協力する一般劇映画を「自衛隊協力映画」と称し、拙著『自衛隊協力映画：『今日もわれ大空にあり』から『名探偵コナン』まで』（大月書店、2013）を核として、2012 年までに公開された 35 本の自衛隊協力映画の内容と同時代史の関連性を考察した。

2013 年は、4 月に公開された海上自衛隊全面協力の『名探偵コナン 絶海の探偵（プ

ライベート・アイ)』が、シリーズ歴代最高記録を塗り替える興行収入 35 億超のヒット、同じく 4 月公開で陸上自衛隊・航空自衛隊協力の『図書館戦争』も、興行収入 17.1 億円と健闘を見せた。12 月に公開された航空自衛隊協力の『永遠の 0 (ゼロ)』は、2 月 7 日現在で興行収入 67 億円弱の 7 週連続第一位と、現在も大ヒットを続けている。さらに、連続テレビドラマ『空飛ぶ広報室』が TBS 系で放送され、2013 年はまさに自衛隊協力映画の当たり年といった観がある。

本報告では、協力開始から現在までの自衛隊による映画協力の歴史を 4 つの年代に区切った。まず協力開始から中断までの「開始期」である第一期 (1960-1970)、「中断期」の第二期 (1970-1989)、東欧の共産党政権崩壊と軌を一にする「再開期」の第三期 (1989-2000)、2001 年同時多発テロの勃発とその後のイラク戦争から有事法制の整備などの影響が作品に見られるようになる「発展期」の第四期 (2001 年以降)、である。

第一期：開始期 (1960 - 1970 年)

自衛隊による映画協力の基礎となる「部外協力映画に対する防衛庁の協力実施の基準について (通知)」が発令されたのは、日米安全保障条約締結・強行採決からすぐの 1960 年 8 月である。1961 年には、自衛隊法第 52 条の「服務の本旨」に準拠した「自衛官の心がまえ」が制定された。こうしたなか、1964 年には『今日もわれ大空にあり』が公開され、1968 年には『ジェット F104 脱出せよ』が公開された。いずれもアメリカ軍の指導の下に設立された航空自衛隊の映画であり、英語が多用され、アメリカナイズされた自由闊達なパイロットたちの姿が描かれていた。

この時代は、日本経済の回復に伴う保守化が見られたが、それを示す顕著な例の一つが、1966 年の中央教育審議会が出された「期待される人間像」である。「日本人＝日本国民＝日本民族」という公式を前提とする「単一民族説」は、現在に至るまで「広義の文化政策」のベースとなっているといえる。「愛国心」を主張した 1970 年の『日本の防衛』でも、「単一民族国家」たる日本を前提としていた。

しかし、このようなナショナルな動きに対し、同じくらい強い反発や鋭い指摘があったのも、この時代の特徴である。『ジェット F104』公開直後の参議院予算委員会では、自衛隊の映画協力に関する追求が公明党の三木忠雄によって行われ、その後の長い協力中断期の契機となっている。

第二期：自衛隊映画協力中断期 (1970 - 1989 年)

第二期の 20 年間は自衛隊による映画協力は途絶えていたが、79 年にイギリス首相となったマーガレット・サッチャーによる、ナショナリズムと新自由主義を両輪とするサッチャリズムが、81 年にアメリカ大統領に就任したロナルド・レーガン、82 年に首

相に就任した中曽根康弘らの政策に影響を及ぼしたことは、後の自衛隊協力映画にも関係する重要な点である。

小熊英二によれば、「アイデンティティ」という概念をキーワードとしたナショナリズムが表れたものこの時期である。これは、1980年の「文化の時代」を提唱した『大平総理の政策研究会報告書』にも明確に見られる。「日本人アイデンティティ」は、その後の文化政策において定番となっていく。

第三期：自衛隊映画協力再開期（1989 - 2000年）

冷戦終結の1989年に公開された『ゴジラ VS ビオランテ』から再開された自衛隊による映画協力は、91年のペルシャ湾派遣から92年の通称「PKO協力法」成立などの時代の趨勢と重なっていた。特に、『G1』『右向け左！ 自衛隊へ行こう 劇場版』『きけ、わだつみの声 Last Friends』『ゴジラ VS デストロイア』と、これまでに最も多くの自衛隊協力映画が公開された95年は重要である。

1995年は「大震災」「オウム」「戦後50年」の三点セットの年であり、どれも自衛隊に深く関わる事件だった。震災被災者の救援のために災害出動した自衛隊の姿は連日報道され、地下鉄サリン事件でもまた同様だった。96年公開の『G2』の主人公がこの地下鉄サリン事件で注目された「陸上自衛隊化学学校」の二佐という設定になるなど、自衛隊協力映画にもその影響ははっきりと表れている。

なかでも平成『ガメラ』3部作が、後の自衛隊協力映画に及ぼした影響は大きい。『G1』では自衛隊の出動の前に必ず閣議決定のシーンが挿入され、主人公が自衛官の『G2』では怪獣に勝つ強い自衛隊が描かれた。『ガメラ』以降に自衛隊からの注文が細くなり、防衛庁から返ってきた資料をもとに脚本を直す、というのが通例になっていく。

96年に創設された「新しい歴史教科書をつくる会」や小林よしのりが98年に出版した『戦争論』に顕著に見られるネオ・ナショナリズムの動きは、新自由主義の深化と同時進行だった。中西新太郎が指摘する「『自分さがし』の時代から『生きづらさ』の時代へのアイデンティティ・ポリティクスの転換」は、95年公開『右向け左！ 自衛隊へ行こう 劇場版』と2000年公開『守ってあげたい！』という、自衛官を主人公とする二つの作品の違いにも如実に見られた。『守ってあげたい！』の女性自衛官サラサは、「生きづらさ」のなかで奮闘していたからである。

第四期：自衛隊映画協力発展期（2001年以降）

同時多発テロ事件、北朝鮮の工作船と海上保安庁の船との銃撃戦等の一連の影響を受けて、03年には武力攻撃事態対処関連三法、04年には有事関連七法が慌ただしく整

備された。韓国との竹島問題、中国での反日デモが連日のように報道され、06年には北朝鮮の弾道ミサイルが7発日本海に向けて発射された。

こうした社会的ムードが、05年公開の一連の福井晴敏作品『戦国自衛隊 1549』『亡国のイーゴス』『ローレライ』や07年公開の『ミッドナイトイーグル』に結実したといえる。これらの作品は、いずれも愛する者のために命をかけて戦うというストーリーで、その自己犠牲は本人の意思にかかわらず全て国家に回収されていく。『亡国のイーゴス』と『ミッドナイトイーグル』では、敵としての北朝鮮がはっきり描かれていたのも特筆に値する。

自衛隊の表象に対する心理的抵抗が、2000年代にはほとんどなくなったことは間違いない。2004年に起きた新潟県中越地震における自衛隊の救助活動は、2007年公開の『マリと子犬の物語』の題材となっている。『男たちの大和/YAMATO』や『日本沈没』は50億円以上の興行収入に達するなど、自衛隊協力映画がヒット作品となるようになってきた。

おわりに

昨年暮れの防衛省への取材では、際高級官僚が「安倍内閣になって仕事がやりやすくなった」と明言していた。第二次安倍内閣による「アベノミクス」と称する経済政策は、新自由主義的指向をさらに推し進めるものであり、リアル・ポリティクスにおけるナショナリズムの動向に注視していく必要があると同時に、カルチュラル・ポリティクスとしての自衛隊協力映画を含む「広義の文化政策」にも引き続き目を配る必要があるだろう。

戦後文化運動からベトナム反戦運動へ―戦後神戸の運動史に即して―

黒川 伊織（神戸大学）

本報告の課題

近年、戦後の社会運動が学問的研究の対象となりつつあり、1950年代の戦後文化運動と1960年代後半からのベトナム反戦運動については、注目すべき研究成果が発表されている。しかし、前者の研究成果（たとえば「特集 戦後民衆精神史」『現代思想』2007年）では、60年安保闘争以降の見通しがはっきりとしないし、後者の研究成果（たとえば平井一臣「戦後社会運動のなかのベ平連」2005年）は、結果的に東京中心のベ平連の運動史の多元化を迫るものとなっている。

本報告では、敗戦直後アメリカ軍に接收され、朝鮮戦争・ベトナム戦争の後方基地となった神戸港を擁する神戸に即して、1950年代の運動経験と1960年代後半からの運

動経験を包括的に捉えながら、地域における社会運動の展開を通時的に描き出した。依拠したのは、新日本文学会神戸支部機関誌『神戸文学』『神戸文学通信』（1953～58年）、ベトナムに平和を！神戸行動委員会発行のミニコミ誌『行動委員会通信』『ベトナム通信』（1965～69年）、ベ平連こうべ（神戸アンポ社）発行のミニコミ誌『週刊アンポこうべ』（1969～78年）といった文献資料と、複数の当事者からの聞き取りである。

(1)戦後文化運動の展開

敗戦直後の神戸における文化運動の拠点は労組の文化部にあった。なかでも、戦後文化運動の重要な一翼をなした新日本文学会の運動を神戸において当初に担ったのは、戦前から詩や小説を書き続けてきた工員たちであった。1950年、レッド・パージにより失職した彼らは、朝鮮戦争と日本共産党「50年分裂」による文化運動の分裂という困難のなかで、新日本文学会神戸支部の活動を支えながら、朝鮮戦争への物資・兵員積み出し基地となった神戸港で反戦運動を続けた。朝鮮戦争が休戦となる1953年には、共産党の方針転換により文化運動はふたたび活性化し、1954年に新日本文学会神戸支部は仏文学者・小島輝正（神戸大学教養部教官、1920～87年）を支部長に迎えて体制を一新し、各地のサークル詩誌との結びつきを強めていった。新日本文学会神戸支部は、小島ら研究者に加え、直原弘道ら職場・地域サークルの指導的立場にある書き手が集う場となった。

文化運動の展開と並行して、1953年に神戸市民同友会の事務局長に就任した君本昌久（1928～97年）は、60年安保闘争のさなかに、神戸市民同友会を母体に「神戸声なき声市民の会」を発足させた。君本もまた、戦後に出発したモダニストの詩人であり、「神戸声なき声市民の会」は、安保闘争後の神戸の社会運動を支える礎のひとつとなる。

(2)北爆とベトナムに平和を！神戸行動委員会の結成

1965年2月、ベトナムで米軍による北爆がはじまった。小田実らによる東京・清水谷公園での「ベ平連」デモ（4月24日）に先立つ4月6日、神戸三宮・旧居留地のアメリカ領事館の前で2人の若い男性が抗議の座り込みを行ったことが、神戸のベトナム反戦運動のはじまりとなる。報道で座り込みを知った学生・主婦・大学教員らが座り込みに加わり、君本と「神戸声なき声市民の会」もこれに合流したことで、安保闘争を経験した市民と北爆を批判する若者が、ベトナムに平和を！という一点で結びつく場が、領事館前に生まれたのである。9月からは、神戸港で起きたインド人船員によるベトナム行き貨物船乗り組み拒否などと連動して、領事館前で連続90日にわたる抗議を続けながら、三宮・元町周辺での定例デモを行っていく。そして12月には、抗議

グループの連絡拠点を水戸巖（甲南大学教員、1933～86年）の自宅から神戸大学小島研究室へと移転して、領事館前の抗議グループは「ベトナムに平和を！神戸行動委員会」として継続的にベトナム反戦運動に取り組むことになり、その実務を神戸大学の学生・大学院生が担った。

神戸行動委員会に集った人々のなかには、1950年代から文化運動や学生運動に関わり、1961年に構造改革派として共産党を離れていた人々も多くいた。とくに、統一社会主義同盟に関係をもつ人々が多かったが、しかし、彼らがベトナム反戦運動に取り組むにあたって、統一社会主義同盟の組織決定はなかったという。彼らは個人の自由意志で領事館前にやってきたのであり、ただ交替で座り込むだけというゆるやかな運動スタイルを可能としたのは、小島・君本・直原ら年長世代が文化運動を通じて培った信頼関係であったことを、とくに強調しておきたい。とりわけ最年長の小島は、逮捕者が出た場合の身元引受人として責任を負いながら、抗議行動を支え続けたのである。

このとき領事館前に集まってきた人々のうち、小島はアジア・太平洋戦争中に日本占領下の仏印で働いていたし、直原は疎開先の岡山から焼け野原の神戸に出てきて反戦運動を担っていた。小島や直原のような年長世代においては、戦時期・占領期の体験が反戦運動に身を投じる原動力となっていたわけであるが、1940年代前半生まれの学生たちのような年少の世代においても、幼少期に見た占領下神戸の情景が原動力となっていたようである。年長世代も年少世代も、戦争体験・占領体験を抱え込みながら、ベトナム反戦運動の渦に身を投じていったことは、のちの運動への関わり方を考えるうえで重要な前提となる。

(3)反戦から反「差別・抑圧」へ

1966年から67年にかけて、神戸行動委員会の活動は停滞していた。その停滞を打ち破ったのが、1967年後半に相次いだ羽田闘争・九州大学ファントム墜落事故の衝撃であり、1968年1月のエンタープライズの佐世保入港を控えて、神戸行動委員会の活動はふたたび活発になっていく。しかし、1968年後半からは神戸大学闘争が激化して、神戸行動委員会の活動は、戦後生まれのノンセクトの大学生が担っていくことになる。彼らは、「オキナワやアンポ」にも取り組もうと、神戸行動委員会の名称変更を提案し、1969年10月に「ベ平連こうべ」として再出発することになった。

ベ平連こうべの活動は、「戦後革新運動」「戦後平和運動」に内在する「被害者意識」への批判から生まれた「加害者としての自己」の自覚からはじまっていた。ベ平連こうべは、入管闘争への取り組みを手がかりに、同時期に兵庫県下の高校で起きた部落出身生徒や在日朝鮮人生徒による一斉糾弾闘争の影響を強く受けながら、部落民や在

日朝鮮人など「市民的権利を奪われている人々」の問題に向き合っていく。1971年1月にはベ平連こうべの有志により「むくげの会」が結成され、朝鮮語を学びながら朝鮮史や朝鮮文化の理解を深める場が生まれている。

ベ平連こうべの活動は、1974年に事実上停止する。しかし、ベ平連こうべで培われたネットワークを礎としつつ、各メンバーそれぞれの問題関心に基づく運動がなお続いているという意味で、神戸におけるベトナム反戦運動の経験は、今も生き続けているのである。

まとめ

戦後文化運動からベトナム反戦運動への連続面は、その担い手が戦争経験・占領経験を共有し、旧左翼の政治運動にも関わりをもっていた、という点にある。しかし、1968年を画期に、ベトナム反戦運動の担い手が戦後生まれのノンセクトの学生に移行したことで、はっきりと旧左翼の運動とは断絶した新しい社会運動のかたちが見いだされていくといえる。今後は、このような展開をみた神戸の運動史の研究を、戦前との連続性という問題にも立ち入りながら、さらに深めていくこととしたい。

「国民皆保険」と大都市国民健康保険—名古屋市の事例を中心に—

中村一成（上武大学）

本報告の課題は、「国民皆保険」形成期の大都市国民健康保険の姿を描き出すことである。その含意は次のようなものである。

2000年代以降の日本社会では、「医療崩壊」現象が加速度的に進行してきた。この問題は大きく「医療供給問題」と「医療費支払い問題」に分けることができるが、そのうち後者に関わって事実上の無保険者が増加する「国民皆保険の崩壊」が深刻化している。他方で、それに引き続いて「国民皆保険の危機」という類似の立論が形成されているのが2013年時点の現状である。この場合「国民皆保険」は、TPPなどの自由貿易推進勢力によって日本の公的医療保険制度が「非関税障壁」として扱われるとともにその領域が制限され、医療が営利産業化することに対する対抗言説として形成されている。

上記の諸問題が今後の日本の医療に深刻な影響を与えるであろうことは、報告者も認識を同じくするものである。しかしながら、こうした現状の問題に引き付けた形で「国民皆保険」を規範化することは、かえって「国民皆保険」という制度の構造理解を後退させ、結果として今後において必ずしも適切でない帰結を導いてしまうのでは

ないか、という危惧を報告者は同時に抱いている。というのも、「国民皆保険」とは決して単一の完成された制度ではなく、負担水準も給付水準も区々である雑多な制度の寄せ集めとして形成されているからである。「国民皆保険」を過度に規範化することなく実態に即して把握するためには、寄せ集まってそれを構成している諸制度を、それぞれの歴史的形成過程に即して理解することが求められる。

その際の要となるのは、健康保険や共済といった職域保険から漏れる人々を、地域単位で包摂する国民健康保険制度であり、とりわけそれが全国全市町村で実施されることが「国民皆保険」成立のメルクマールとなることである。「国民皆保険」を底辺で支える国民健康保険制度そのものが、負担水準が異なる各市町村国民健康保険制度の寄せ集めであるのだが、都市部とりわけ大都市自治体によって国民健康保険が実施されることが、「国民皆保険」成立の鍵を握っていた。

大都市における国民健康保険の実施と「国民皆保険」の形成については、従来から制度史的な理解が普及してきた。すなわち、1958年12月に成立した国民健康保険法全面改正（新国民健康保険法）が、1961年4月を期限として全市町村に国民健康保険実施を義務付けたことによって、大都市でも国民健康保険の実施が進展して「国民健康保険」が成立した、との理解である。しかしながらこうした理解では、大都市における国民健康保険実施の取り組みは新国民健康保険法成立以前から粘り強く続けられてきた、という事実が見逃されてしまう。大都市における国民健康保険実施を妨げていた問題はいったい何だったのか、そしてそれはいかなる形で解決されて「国民皆保険」は成立することになったのか、といったことが、事実面に即して理解される必要があるのである。

上記の問題関心にもとづき、本報告では大都市としての名古屋市を事例として国民健康保険の姿を描いていく。

大都市における国民健康保険実施の困難は、「相扶共済精神」が希薄で強制加入への抵抗が大きく国民健康保険制度が支持されにくいこと、人々の移動が激しく被保険者を補足することが難しいこと、あるいは保険料徴収が困難であるため集金員を雇用して保険料を訪問徴収する必要があるなどといった、行政負担の重さとしてとらえられていた。加えて、大都市には職域保険加入者が多く存在するため、そうした保険制度よりも不利な負担・給付水準では被保険者の理解が得られにくく、制度設計が制約されるという困難もあった。

そうした困難があるなか、名古屋市では1948年には国民健康保険事務研究調査に着手し、翌1949年には一部抽出世帯の医療実態調査を実施する一方で、全市を範囲として国民健康保険実施希望の有無を問う世論調査を行った。もっとも、この時点では「希望する」50%、「希望しない」11%、「どちらでもよい」その他39%、という結果で、

未だ国民健康保険への理解は深まっていなかった。しかし名古屋市行政は引き続き実施への取り組みを続け、1952年には「国民健康保険実施の構想」を発表したほか、東区において国民健康保険の被保険者となる該当者の調査を実施した。また1953年には、国民健康保険の意義を説きながら2度目の全市世論調査を行い、「希望する」63%、「希望しない」21%、「どちらでもよい」16%という結果を得た。

このことによって多数の支持を得たはずの名古屋市行政であったが、すぐに国民健康保険を実施することには慎重であった。それは上記で述べたように、激しく移動する人々を補足するという問題や行政負担の重さという問題を解決する必要があるからである。前者の問題については、名古屋市は1958年に国民健康保険該当者悉皆調査を実施し、その後も各区に専任職員を配置して異動補正を行い、さらに1960年に再度該当者調査を行うという念の入れ方で、移動する人々の捕捉に慎重を期した。後者の問題については、国庫及び県費補助の陳情を繰り返して行うことによって、1961年に全市で発足した名古屋市国民健康保険特別会計においては、歳入の34.9%を占める国庫支出金を獲得している。このことを別の角度から見ると、そうした規模の国庫支出金の存在こそが大都市において国民健康保険の実施を可能にさせた、ということでもある。もっとも、財政の面では一般会計繰入金も歳入の25.2%を占めており、保険料収入は37.1%に過ぎなかった。繰入金は一般会計歳出総額の1%を毎年超えるようになり、大都市固有の行政需要を他にも多く抱える市行政にとっては容易な負担ではなかったと思われる。

ところで、大都市において国民健康保険の被保険者に該当し、その実施によって利益を得る立場にあったのはどのような人々だったのだろうか。1938年に国民健康保険法が成立する過程において、あるいは戦後国民健康保険制度が再建される過程において、この制度は健康保険などの職域保険に加入できない農山漁村の住民を主たる被保険者として想定していた。しかし健康保険が適用されるのは従業員を常時5人以上使用する事業所であり、従業員5人未満の事業所に雇用される従業員は健康保険に加入できなかった。そして、こうした零細事業所の従業員こそが、大都市において国民健康保険実施による利益を得る人々だったのである。名古屋市においては卸売・小売業および飲食店において従業員5人未満事業所が飛びぬけて多く、こうした産業の零細事業所で就業する人々こそが、名古屋市においては国民健康保険を必要としていたのである。

1960年代前半の沖縄における保守勢力の再検討

櫻澤 誠（立命館大学）

1960年代前半の沖縄は、占領政策の転換と経済安定に伴う保守勢力の安定期とされ、一方の革新勢力による諸運動は、1960年に復帰協が結成されるものの、本土側の社共対立の影響もあって混迷の時期とされてきた。

だが、報告者がこれまで明らかにしてきたように、同時期の沖縄の保革対立は明確でなく、復帰運動や主席公選要求運動などにおいても保守勢力を含めた「島ぐるみ」での動きが追求されていた。1960年代前半における沖縄の複雑に入り組んだ政治活動や諸運動について、保革対立を自明とせず検討する必要がある。それにより、その後の保革対立軸の確立過程がより明確となろう。

本報告では、沖縄保守勢力の動向が主な分析対象となる。1964年に沖縄自民党が分裂し、民主党として再合同する前後において、政治活動や諸運動に対する方針がどのように変化するのか、具体的には西銘順治や稲嶺一郎など、その後保守勢力の中心となる人物に注目しつつ検討する。

都道府県沖縄慰霊塔の建設

千地健太（一橋大学大学院）

沖縄本島には、沖縄県以外の46都道府県別にそれぞれ建設された、アジア太平洋戦争時の戦死者を「慰霊」する塔が存在する（本報告では、「都道府県沖縄慰霊塔」と呼ぶ）。そのほとんどが1960年代に、沖縄本島南端の摩文仁の丘と米須地域に建設されている。この地域は、戦跡として唯一の国定公園となっている沖縄戦跡国定公園の中心である。さらに建設された後も、その塔を目的地とした遺族の「沖縄慰霊巡拝」が、都道府県や遺族会によって組織されていく。

近年、戦後日本における戦争による死者の慰霊追悼の研究が蓄積されてきているが、税金によって賄われ、政府や自治体によって担われる公的な慰霊追悼の事業（法外援護）については、あまり研究されていないようだ。都道府県レベルの慰霊追悼についての研究はさらに少ないが、沖縄慰霊塔については例外的に研究が蓄積されている。浜井和史は、沖縄慰霊塔の建設をめぐる日本政府、都道府県、琉球政府の関係を論じ、また、最初の北霊碑（北海道）巡拝団の意義と特異性（民間主導）、沖縄側のプル要因としての観光誘致といった点を指摘している。北村毅はその著書において、文書資料も渉猟しつつ、「摩文仁の丘」をひとつの表象として読み解くという手法によって、都道府県沖縄慰霊塔がはらむ諸論点を明らかにした。「当時は日本国外であった沖縄に、しかも、摩文仁という地域に集中して、なぜこれほど大規模なアジア太平洋戦争の戦

死者のための慰霊空間が用意されなければならなかったのかを考える必要がある」とし、塔の碑文などを検討して、「各府県の慰霊碑は、「靖国の神」の記念碑であると同時に、「新しい日本」の記念碑であった」「〔戦死者〕の死を「祖国の平和と繁栄」のための犠牲と意義づける。これらは、戦争の記念碑というより、日本の「戦後」の「平和と繁栄」〔略〕の記念碑というにふさわしい」と論じた。また、塔建設の背後に沖縄を国民国家の外延として再定義しようとする欲望の存在を指摘している。沖縄側のプル要因については、観光誘致に加え祖国復帰を見ている。また別の論文では、最初の北霊碑巡拝団について詳細に検討し、沖縄の遺族と北海道の遺族の紐帯に注目している。

本報告では、都道府県単位の沖縄慰霊塔建設の全体像を、厚生労働省所蔵の新資料を用いて俯瞰することから始め、次に「静岡の塔」建設について、静霊奉賛会（慰霊追悼）のための静岡県の外郭団体）や静岡県の所蔵資料、新聞報道などを用いて考察した。建設する側に注目した研究は北海道の事例が注目されてきたが、先行研究でも自覚されているように、一般的な事例とは言えない。1964年から66年にかけてが沖縄慰霊塔建設のピークであるが、「静岡の塔」はその直中に建設された。

静岡の塔建設の契機は、1964年夏、建設の中心人物となる松井健治（東海観光バス社長、静岡県防衛協会常任理事）が商用で沖縄を旅行したことであった。彼の働きかけによって、所属する静岡県財界と静岡県防衛協会（自衛隊協力会）が塔建設を推進することになる。当初は「南方」での死者だけを対象とすることや財政問題（同時期に護国神社の大規模改修）から消極的であった静岡県遺族会や県も推進に転じていく。65年3月、静岡県議会において、社会党の斎藤正男県議の質問に斎藤寿夫知事が答える形で、公式に「静岡の塔」建設推進が表明された。静岡の塔は、「県民運動」によって建設することが目指された。具体的には、建設主体として「静岡県戦没者沖縄慰霊塔建立奉賛会」を立ち上げて、名誉会長に斎藤県知事、会長には平野繁太郎県商工会議所連合会会長を据え、役員に県市町村の行政と議会、経済、業界、宗教、教育、社会福祉、旧軍人、自衛隊関係、地域マスコミといった各団体の代表者、社会党も含めた静岡県選出の衆参両議院の議員、という労働組合がない以外は「県民的」と言い得るラインナップをそろえたこと、建設費を寄付金（一般からの募金を含む）と県市町村の助成金によって、ほぼ半々の割合で賄ったことである。県と県議会、「繁栄」の担い手であり享受者である地方財界（＝防衛協会）が中心となって「県民運動」を推進した。募金状況は、これを可能にする社会基盤の存在を伺わせる。

「静岡の塔」の対象は誰なのかという点について見てみると、「県民運動」に用いられた「静岡県戦没者沖縄慰霊塔建立趣意書」では、「沖縄島及びその周辺海域における本県出身戦没者」だったのが、実際の建設の段階である「入魂式」についての報道で

は「沖縄で戦没した本県出身千六百七十七柱の英霊と南方諸地域で戦没した本県出身の将兵、文民」となり、塔付属の案内碑文では、「沖縄をはじめ南方諸地域においてその任に倒れその職に殉じた静岡県出身の将兵文民」となっている。経緯は明らかではないが、対象が拡大している。早い時期に建設された北海道、秋田でも、初めは沖縄戦の戦没者が対象だったが、大規模改修や再建時に、対象を県出身全戦没者に拡大している。また、建設していない県が新潟だけになっても「〔新潟〕県当局は、戦場は沖縄だけでなかったとして、沖縄に慰霊塔建立は考えておら」なかったという。遺族会内部の、あるいは行政的な「公平性」の論理が働いているように思われる。一方で、「沖縄戦没者顕彰調査」が慰霊塔建設に伴う顕彰事業として県によって行われ、静岡県出身の沖縄戦戦死者について、各人が所属していた部隊の戦闘行動、個々人の戦死場所を厚生省に出向いて調査し、戦死者の遺族の現住所なども調査されている。『静岡の塔建設記念誌』には、「沖縄戦のあらまし」に加え「郷土勇士激戦のあと」として20の部隊の戦闘行動と「玉砕」の状況が掲載されている。

静岡の塔の石材を護国神社で「入魂」する入魂式は、塔建設と護国神社とを強く関連付ける儀式である。一方で、沖縄現地での除幕式が神仏混合の宗教様式で行われたことも注目される。除幕式での式辞からは、戦争そのものの評価は棚上げしつつ、戦死者たちが「国に殉じた」「祖国を思って奮戦した」「忠誠を尽くした」ことを言葉を尽くして称揚する「殉国イデオロギー」が読み取れる。また、除幕式で長島銀蔵静岡県遺族会会長が述べたのが塔建設に「御礼」する「謝辞」であったことから、遺族が慰められる対象としてあったことが見てとれる。「慰霊」は、遺族の望みであると同時に、地域有力者たちの欲求であった。上記のような沖縄慰霊塔建設を通して、「殉国」称揚と英霊顕彰の最盛期としての60年代が見える（戦争との向き合い方が多様化、争点化していく70年代）。

時間の都合上、50年代の静岡県における戦没者慰霊追悼との関連、「静岡の塔」建設の報道に見られる「郷土部隊」認識などについて、触れることが出来なかった。また、60年代には、戦死者の親世代が6～70代になり、遺児が成人し、戦時中の中堅層が指導者層になっている、といった世代論が重要と思われるが、論ずることが出来なかった。当日の討論では、この事例から60年代論や秩序感覚の描写へと至ることが出来るような新たな方法論、新たな資料発掘が必要ではないか、という議論があった。今後の課題としたい。

漁業問題と日中関係－1945～1949年を中心に

陳 激（東北公益文科大学）

戦後、当面する食料危機を打開するために、日本政府は豊富で安定した漁獲量を見込める以西漁業の再開をGHQに強く要請したため、GHQは操業範囲を定めたマッカーサーラインを設定した。しかし、日本政府による無計画な漁船新造政策で、以西漁業の漁場に多数の漁船が殺到し、熾烈な競争環境が形成された。そして、これらの漁船は漁獲高を上げるため、マッカーサーラインを越え、中国沿岸まで出漁するようになる。

こうした侵漁する日本漁船に対し、中国側は拿捕などの強硬策を取るようになり、日中の漁業関係は深刻な対立を引き起こした。この経緯を検討するために、本研究は1945年から1949年までの日中漁業関係について実証的に解明を試みる。具体的には、第一に中国沿岸における日本の侵漁の実態を明らかにすること、第二に日本の侵漁に対する中国国民の反応を明らかにすること、第三に中国国民政府の対日漁業政策を明らかにすること、を課題とする。

※以西漁業とは、東経130°以西（時代によって水域は変わり、現在は東経128°以西となっている）の水域を操業区域とするトロール漁業と機船底曳網漁業の総称である。

北太平洋漁業協定と戦後海洋資源管理体制の形成

清水さゆり（ミシガン州立大学）

本報告は、サンフランシスコ平和条約とほぼ同時期にアメリカ合衆国、カナダ、独立間近の日本の間で締結された北太平洋漁業協定をめぐる外交交渉・多国間政策調整過程に焦点をあてる。サンフランシスコ平和条約や日米安全保障条約の影に隠れて従来あまり注目されることのなかった本条約であるが、アメリカの強力な影響力のもとに形成された第二次世界大戦後の北太平洋における領海制度・海洋資源管理体制の中核をなす多国間協定であり、この条約の締約国となることによって日本が、MSY（maximum sustainable yield）という資源管理概念を国家の公共政策として受け入れ、国際的科学的調査に基づく海洋資源の多国間協力に参加する第一歩を記したという点で重要である。本条約の交渉過程に携わった日米の政策担当者、海洋学者、漁業利害関係団体の主張と行動を通して、漁業資源という有限かつ高度な移動性をもつ資源をめぐる多様な態度の存在とその収斂を明らかにしたい。申請者は現在ウッドローウィルソン研究所のフェローとして研究滞在中であり、本報告はその成果発信の一旦である。

午後の部

<報告要旨>

高度成長期経済史研究の到達点

武田晴人（東京大学）

はじめに

この報告の狙いは、高度成長期の日本の政治・経済・社会についての多様な研究成果を、経済史の研究者の視点で捉え直しながら、今後の研究課題を探ることにある。その場合、第一に、現在進行中のアジアの高成長などを含めてこの四半世紀あまりの間に生じた高成長経済の出現に留意して、日本の高成長との共通性と異質性を考察すること、第二に成長のメカニズムを政治史・社会史などの近接領域の成果に対して開かれた論点として提示するように努めることにしたい。

1. 国際的な枠組みをどう捉えるか?

高成長経済がおかれた国際環境、国際的な条件について、大門正克（『高度成長の時代 1 復興と離陸』大月書店、2010年）は、冷戦とグローバリゼーションの観点から、冷戦構造が政治経済システムに与えた影響を対立の構図のなかでのゆがみとして論じている。

これに対して、ここでは国際的な政治経済構造を20世紀システムと捉え、その冷戦構造における役割から考えていきたい。この場合、「20世紀システム」とは、第一次世界大戦後に形成された国際政治経済の調整機構であり、各種の国際機関（国際連盟など）の形成により、列強間の同盟と対立という国際関係からの離脱の試みを契機とし、第二次大戦後には国際通貨体制・貿易体制の制度的基盤強化により西側諸国の利害調整機構となった。

調整機構の役割には二つの面があった。それは第一に先進工業国間のイコール・フットィング（競争条件の平等化）を実現することであった。IMFやGATT、そしてILOなどによって先進工業国間の競争条件を平等化するように、労働条件の改善や通貨安定のための措置が求められ、為替ダンピングやソーシャルダンピングなどの第二次大戦前の不正な貿易慣行の排除が浸透した。

他方で、途上国の政治的な安定を促し、親米政権を維持するための開発援助がアメリカの圧倒的な経済力と軍事力のもとで推進された。冷戦という対立の構図が、同一陣営内の協調と調整を可能にし、それに基づく経済開発が進展する限りでは後発工業国に有利な経済社会システムであった。しかし、それらの国々は資源の先進国支配と援助に伴って先行した人口爆発が開発の制約となって貧困に沈み込むことになった。

1960年代前半に西欧諸国のIMF8条国移行が進んだことに示されるように、先進工業

国グループは、自由貿易体制と資本移動の自由化を望ましい将来像として開放経済体制へ移行(保護主義からの離脱)し、輸出市場の拡大・安価な資源の輸入を基盤に経済発展を進めた。開放体制への移行は予定された政策選択であり、貿易並びに為替の管理、資本移動に関する制限はサンセット条項付きの保護措置であった。それ故に、国際競争力強化のために技術革新を伴う設備投資に主導される「高成長」が西側先進国経済を特徴づけた。

しかし、1960年代の枠組みは、1970年代に資源の国際的支配の崩壊と通貨体制の動揺＝変動相場制への移行によって再編の方向へと向かった。安価な資源の喪失に伴うインフレのなかで成長率は鈍化した。先進国間の協調に基づく「基軸通貨ドル」の管理が試みられるとともに、市場機構に委ねられた為替調整をヘッジするための金融的手段の発達を促し、より自由な資本移動が可能な国際金融市場を発展させた。それは固定相場制の下で認められていた抑制の効いた資本移動からの逸脱を伴う自由化の進展であった⁽¹⁾。

こうして形成された自由貿易体制と活発な資本移動が、先進国からの直接投資に基づいて工業化を進める国・地域が生んだ。NIEsやBRICsなどの成長へのスパートの条件はここにあった。冷戦体制の崩壊のなかで、先進工業国は相互の協調が弛緩し、それぞれが開発援助に独自に積極的に関与しうようになった。

以上の観点からは、1960年代と1980年代以降の高成長とは条件の異なる成長メカニズムというべきだろう。そうした認識に基づいて、前者が「福祉社会」「福祉国家」の理念と神話的な成長路線となったのに対して、後者は所得格差の大きい社会構造にとどまっていることを明確化すべきだろう。

2. 一国史的な観点からー資本主義の発展段階と構造の遷移

一国史的な観点からは、高成長を日本だけの奇跡としてではなく、資本主義経済の高成長を、段階的な構造変化の「一つの」「重要な」ステップとみる必要がある(浅井良夫「二〇世紀のなかの日本」『シリーズ戦後日本社会の歴史1』岩波書店、2012年)。

経済史研究が注視すべき点は、第一に反循環的な経済政策によって実現する景気変動の抑制(篠原美代平が指摘する「成長率循環」)によって実現する経済過程の安定が、計算可能性を高めて積極的な企業行動を誘発することである(ケインズ政策の効果による成長路線)。第二に、生産システムの変容であり、段階的な変化を説明する要点と

⁽¹⁾この点については、同時代史学会大会当日の浅井良夫氏の指摘に従って、加筆した。当日の私の報告では、IMF体制のもとでの資本自由化を過大評価しているとの指摘を受け入れたものである。浅井氏のコメントに感謝したい。

して「産業構造の機械工業化」⁽²⁾による資本蓄積構造に注目すべきである。その含意は、①機械工業が雇用の誘発効果が大きい産業であること、②機械工業の生産技術進歩が持続的な設備投資をもたらすこと、③その生産範囲の幅の広さによる波及の経路が多様であり、国民経済の拡大への貢献が大きいことであった。これらの点についてはすでに述べたことがあるので、ここでは詳細を省略する(武田晴人編『高度成長期の日本経済』)。

3. 社会構造の変化への視点

次に経済発展が目標としてきた「失業の恐怖」からの解放を実現する手段としての社会福祉、社会保障などの生存権を保障しうる仕組みに注目しよう。

日本はヨーロッパ型の福祉国家への接近には著しく遅れ、「小さな政府」であった。その背景には、自民党政権の主流が「軽武装・経済成長優先」の選択に合意し、軍事費の負担が小さかったことなどがある。これに関連して、憲法改正・再軍備、独占禁止法改正、日銀法改正など戦後日本社会の骨格を形作る制度的枠組みを見直そうとする動きが、1950年代後半にはいずれも挫折し戦後体制が日本社会の幅広い合意の下に受容されていたことも重要であろう(武田晴人『高度成長』)。

高度成長期には、人々の生存権の保障が政府の手ではなく社会に埋め込まれた共助の仕組みを再構築しながら、企業中心の「福祉社会」の構築が進んだ。「完全雇用」を政策目標とする鳩山内閣の経済自立五ヶ年計画以後、実際には民間部門での雇用拡大によって失業の恐怖は回避されたが、この時期の政府はいかなる意味でも福祉国家を意図せず、そうした構想も持ち得なかった。

こうして出現した「企業社会」(武田晴人「企業社会」『シリーズ戦後日本社会の歴史1』岩波書店)の基盤が雇用の誘発効果が大きい機械工業の主導産業化であったが、実質賃金上昇には、労働組合運動という社会的対抗勢力が存在したことを軽視すべきではない。そのために企業社会による雇用保障は、実質的な大企業部門を中核とする勤労者の部分を包摂するに過ぎず、包摂と分断という構造的な特質を持っていた。

社会的包摂の不完備性は、高度成長期には社会問題としては顕在化せず、高い社会的な流動性を背景として教育投資を介して世代間では包摂の程度、言い換えれば雇用保障の程度を改善できるという期待によって補完されていた。従って、社会的な流動性の高さこそ、この時期の経済社会の特徴として重視される必要がある。

もう一つは、この包摂の不完備性は、とりわけ女性の社会的な進出を阻む「通念」の成立、即ち専業主婦という「望ましい女性像」の形成によっても補完されていた。政治的・社会的な地位が制度的には大きく改善されたにも拘わらず、或いはそれ故に、

⁽²⁾ 沢井実が戦時経済期の産業構造の変化を表現するために用いた用語を転用している。

彼女たちは人生の選択において、かなり狭い幅の選択を迫られた。

専業主婦の成立によって、本来の能力からいえば多面的な活躍の場を与えられ、社会的に貢献する女性労働力が大量に労働力市場から退場させられることによって、労働の供給量が相対的に制限され、その結果として意外に早い「労働力不足経済」への転換がもたらされた。

他面で、それは「家族」という社会の基本単位を解体し尽くすことなく温存し、シャドウワークのなかに公的扶助などによって担われるべき「はたき」を委ねることになった。「福祉社会」は、そうした支柱を必要とし、同時に平均余命がそれほど長くなく、介護の期間が短い時代には、主婦の関心は養育に向かい、流動性の高い社会状況の中での望ましい将来像を子供世代に与えうる可能性を開いていた。

もちろん、このような可能性が持続するためには、与えられる雇用機会に対する報酬が家族を養うにたる水準に改善されることを不可欠の要素とした。従って、専業主婦の成立は、同時に「家計をまかなうにたる所得の増加」を必要とし、それを保証する企業体への帰属意識を家族丸ごとで高めた。

家計所得は、専業主婦の裁量権に委ねられ、彼女たちに経済社会の変化を促す大きな役割を与えた。専業主婦は、消費者として立ち現れる限りその都度の消費場面で見せる「消費のプロ」としての選択が消費財市場のあり方に影響を与え続けた。また物価に対する繊細な反応は成長政策に随伴するインフレへのチェック機能を果たした。しかし、それ以上に重要なことは、高度成長期の初期にはミシンや編み機などが家庭に導入され、それによって消費生活を彩る消費生活のあり方の先頭を切る動き、つまり市場からの購入によって現在では実現されている多様で個性的な消費の起点を作り出したことであった。女性の選択の機会を狭めるという大きな社会的な損失を伴いながらも、シャドウワークが生産的な活動として、この社会が必要としている社会的労働を積極的に担い、家計における一定のストック形成を進展させた。家計部門の耐久消費財の需要は、それ自体が新しさや便利さへの反応の面があるとはいえ、それによって節約された家事労働時間をより望ましい消費生活への接近のための「やりくり」へとつなげるような、絶えざる革新の過程を作り出した。専業主婦はその担い手であった。

高度成長と自民党政治—「保守の危機」と田中角栄—

下村太一（神戸学院大学）

はじめに

田中角栄はなぜ、佐藤栄作首相の後継者として台頭したのだろうか。岸信介・池田勇人・佐藤栄作といった自民党の歴代首相は、帝国大学出身の元高級官僚であった。

佐藤内閣時代、佐藤後継の本命と目されていたのも大蔵官僚出身の福田赳夫である。たたきあげの経歴の政治家である田中はなぜ、1972年の自民党総裁選で福田を破り、首相の座に就くことができたのであろうか。

また、自民党は長期安定政権を続ける中で、利益誘導政治を発展させてきた。自民党型の利益誘導の仕組みは、土建国家、開発政治、族議員政治などと呼ばれる。その元祖として位置づけられてきたのが田中角栄である（自民党の利益誘導政治がしばしば「田中政治」と呼ばれるのはそのためである）。それでは「田中政治」はいかにして形成され、田中は具体的にどのような役割を果たしたのだろうか。

高度成長と「保守の危機」

1960年代後半、自民党は「保守の危機」と呼ばれる事態に直面した。自民党政治家の石田博英は、1963年1月号の『中央公論』に発表した「保守政党のビジョン」の中で、自民党が進める高度成長政策によって、農民層が縮小し勤労者層が増加すれば、自民党の支持基盤が掘り崩される危険性があることを指摘した。実際には、得票率や支持率は通減傾向にあったものの、佐藤内閣期には国政レベルでは自民党は安泰であった。しかし、地方政治レベルでは「保守の危機」を裏書きするような事態が生じていた。都市問題の深刻化と住民運動の活発化を背景にして、大都市部を中心に全国で革新自治体が台頭したのである。

「保守の危機」が現実化する事態に対して、自民党政治家はこの時期、自民党の将来についての論文を盛んに発表した。彼らの議論に共通していたのは、自民党も都市の勤労者層の要求に応えるような政策を打ち出すことで、巻き返しが可能であるという点だった。

重要なのは、こういった「保守の危機」をめぐる言説が、自民党内の世代交代の動きと連動していたことである。田中や福田ら新しい世代の派閥リーダーは、高度成長に伴う社会経済変動、国民の意識変化に対応できる能力と感受性を持った政治家として自らをアピールしようとしたのである。

本報告では、このような「保守の危機」を背景とした、首相の座を目指す田中の戦略という観点から、田中の『日本列島改造論』を捉え直そうとした。そして、土地・住宅政策、農業政策、産業立地政策という三つの政策を取り上げ、佐藤内閣期の田中がそれらの政策にどのように関わったのかを明らかにすることを通じて、1972年の自民党総裁選における田中の勝因、「田中政治」の形成に新たな光を当てようとした。

土地・住宅政策

1968年、田中を会長とする自民党の都市政策調査会は『都市政策大綱』を発表した。

『都市政策大綱』には二つの狙いがあった。一つは、自民党に都市問題解決のプランがあることを示すことである。『都市政策大綱』を執筆した早坂茂三や麓邦明ら田中の秘書グループは、『都市政策大綱』を田中に発表させることで、田中が政策に通じた新しい政治家であることを演出しようとしていた。もう一つは、不動産業界の利益を代弁することである。『都市政策大綱』には、不動産業界の意向を受けて、都市開発の主力として民間デベロッパーを活用することが盛り込まれた。

『都市政策大綱』発表前後の土地・住宅政策を検討すると、福田と田中の考え方や政治手法の違いが浮かび上がってくる。佐藤首相周辺の政治家は、土地・住宅政策を「社会開発論」の中核として位置づけ、特に福田は地価対策を重視していた。しかし、「公益優先の土地利用」を掲げた「瀬戸山構想」は、土地に対する課税強化をめぐる不動産業界が反対運動を繰り広げたことにより失敗に終わった。

これに対して、田中は福田とは異なり、土地に対する課税強化には慎重であった。マスメディア対策を意識した秘書グループの意向により、『都市政策大綱』には開発利益への課税が盛り込まれたが、田中が実際に関心を示したのは、都市再開発法のような不動産業界の利益に直結するような政策にとどまった。1969年には租税特別法が改正され、不動産業界の要求していた長期保有土地の譲渡所得に対する減税が実現した。

このように、『都市政策大綱』の作成を通じて、都市住民の不満に対応しようとする自民党の姿勢の裏で進んだのは、自民党と不動産業界の結びつきの強化であった。

農業政策

1960年代後半、コメの生産過剰が顕在化し、都市部では自民党の農村保護政策が米価高騰と食管制度の赤字を招いていることへの批判が高まった。この事態に対応するために、佐藤内閣は「総合農政」という新しい農業政策を打ち出した。

「総合農政」をめぐる福田と田中の対応は対照的だった。福田は高米価が財政・物価に与える影響への懸念や、都市部の不満への配慮から、米価抑制を進めようとした。しかし、政府が米価抑制の方針を打ち出した1968年の生産者米価決定は、農協や自民党農林議員の反発で大荒れとなった。幹事長として米価をめぐる混乱を抑えきれなかったことは、佐藤の後継者としての福田の評価低下を招いた。

一方、自民党内では若手農林議員を中心に、「総合農政」に接近しようとする動きが生じた。1969年の生産者米価決定では、大蔵大臣に就任した福田の意向もあり、米価据え置きが断行された。こうした中、総合農政派の若手農林議員は生産調整奨励金の支給といった形で農村への新たな利益誘導を進めることで、1969年の総選挙直前に自民党と農協の関係修復に成功した。

田中はこの総合農政派のアイデアを取り込み、農業政策を国土開発政策に結びつ

けることで、農業問題を解決しようとした。1970年度の予算編成で、田中は幹事長として、農地を宅地や工業用地に転用させるプランを示し、生産調整奨励金の引き上げを実現した。さらに、1971年に通産大臣に就任した田中は、総合農政派が進めようとしていた「農村工業化」を、広域的な開発政策として位置づけ直した工業再配置政策を推進したのである。

このように、米価引き上げという従来の農村保護政策が行きづまる中で、補助金の支給や開発事業の誘致といった農村への新たな利益誘導の仕組みがつくられた。

工業再配置政策

1971年に通産大臣に就任した田中は、新しい産業立地政策として工業再配置政策を推進した。この政策を具申したのは、小長啓一ら通産省の立地関係者であり、彼らは自分たちの温めていた産業立地政策を実現してくれる政治家として田中に期待した。小長らがゴーストライターの役割を果たした『日本列島改造論』の中で、工業再配置政策は「列島改造」政策の中核に据えられた。また、田中の通産大臣就任に先立って、通産省が発表した「70年代ビジョン」の中では、重化学工業から知識集約型産業への移行、「成長追求型」から「成長活用型」への経済運営の転換が唱えられていた。こういった通産省のプランも、『日本列島改造論』の中にそのまま取り入れられた。

田中が工業再配置政策を打ち出した背景には、経済団体の意向や自民党内の対立が存在した。この時期、都市部での立地難や労働力不足に伴う賃金上昇への警戒から、経済界では農村地域への工場進出への関心が高まっていた。また、自民党内では、大平正芳が対外経済摩擦の深刻化と円切り上げを招いたとして、福田の「安定成長論」を厳しく批判し、積極財政への転換と工場の地方分散を主張していた。

このように、田中は工業再配置政策を推進することで、通産官僚をブレンとして取り込むとともに、経済団体の要求に応え、さらに大平との政策距離を縮めることで福田を孤立させた。しかし、田中内閣成立後、工業再配置政策を具体化するための工場追い出し税に企業や自民党内から反対の声が上がると、田中はその創設を断念する。その結果、「列島改造論」は工業再配置政策という中核を失い、交通ネットワークの整備の側面のみが肥大化していった。

おわりに

田中角栄の政治手法の特徴は、「公益優先の土地利用」「農村工業化」「工業再配置」といったシンボルを使いこなすことによって、従来とは異なる次元で問題が解決できるかのように演出したことにあった。田中は時代の変化を読み取り、それに合わせたシンボルを打ち出すことによって、利害対立の調整を巧みに行うとともに、政策に通

じた新しい政治家という印象を国民に与えることに成功した。

高度成長に伴う社会経済変動の中で、政治家・利益集団・官僚組織の協力と依存のネットワークは、新たに作り出されたり、従来とは異なる形に再編されたりした。そうした中、田中は政策過程の要所で登場し、様々なシンボルを活用することで利害の調整を図り、主導権を握った。田中と福田が明暗を分けた要因の一つは、このような調整過程における両者の技量の巧拙にあったとすることができる。田中は一般的には「強力な政治指導者」としてイメージされがちであるが、佐藤内閣期の田中について言えば、調整力や自己演出能力の高さにこそ田中のリーダーシップの特徴があった。

「列島改造論」の目的の一つは、自民党にも高度成長に伴う諸問題の解決のプランがあることを示すことにあった。そこには、増加し始めた無党派層への対応という側面が含まれていた。しかし、「列島改造論」の考え方自体は、従来の自民党の高度成長路線の延長上に位置するものだった。すなわち経済成長を抑制するよりも、経済成長を促進することで高度成長がもたらした諸問題を内在的に解決しようとしたのである。「列島改造論」が破綻して以降も、そこに含まれていた個別の政策は公共事業や補助金といった形で肥大化した。そして、地元や利益集団の要求に応えることで、票や政治資金を集める自民党のスタイルは一層拡大していったのである。

<コメント>

大門正克（横浜国立大学）

2013 年度大会には 2 つの含意があるように思われる。1 つは高度成長の時代についての実証研究が進んだこと、もう 1 つは、1990 年代以降のグローバル化により、高度成長の時代の歴史的な位置が見えやすくなったことである。趣旨説明にもあるが、ここでは後者をめぐって少し検討を加えておきたい。

この点について、私は以前に、「高度成長の時代」（『シリーズ高度成長の時代 復興と離陸』大月書店、2010 年）のなかで 4 点指摘したことがある。①冷戦崩壊、グローバル化、新自由主義の進行により、20 世紀、現代資本主義システム、資本主義世界システムが見えやすくなったこと、②新自由主義の進行のもとで、貧困・格差が発見されたこと、③冷戦崩壊と東アジアをめぐり、封印された東アジアの歴史認識問題がジェンダーとかかわって提起されたこと、④もう 1 つのグローバル化として、奴隷制や植民地主義の問い直しが世界でおきていること、の 4 点である。他方で私と柳沢遊氏は、高度成長期の研究をめぐり対談のなかで、経済史研究と歴史研究の乖離を指摘し、両者の架橋の必要性を強調した（「高度成長への視座」『経済』2011 年 12 月）。

以上の諸点をさらに整理し、「歴史としての高度成長」を考察する際の課題を指摘すれば、以下の 3 点になる。第 1 に、20 世紀や資本主義世界システムとのかかわりで高

度成長を検討する長期的視点であり、第2は、あらためて経済と社会の関係を問うことであり、ジェンダーを含めた社会関係と経済関係の相互関連を追究することであり、第3は、大日本帝国崩壊後の東アジアのなかに日本を位置づけ、国際関係・植民地主義とのかかわりで高度成長を研究する課題である。

以上の課題を念頭におきながら、武田晴人氏と下村太一氏の2人の報告の内包と外延をめぐってコメントをしてみたい。2人の報告が内包する共通点は、経済成長と利害調整・不完備性の関連を追究していることである。今まで企業成長を中心にして高度成長を考察してきた武田氏は、最近執筆した「企業社会」(『シリーズ戦後日本社会の歴史』第1巻、岩波書店、2012年)において、「生存」の観点から企業社会の意味を考察しており、上記の第2にまで課題を拡張している。大会での武田報告は、論文「企業社会」の「到達点」=含意を解き明かそうとしたものであり、企業社会と家族・女性に焦点を合わせ、企業社会の「包摂の不完備性」を指摘している。武田氏に聞きたいことは、この不完備性が何に由来するかであり、さらに不完備性の歴史的評価についてである。高度成長全体のなかで企業社会が部分的であることに由来するのか、そもそも家族・女性を企業が包摂することに無理があるのか、不完備性をかかえていた企業社会の歴史的評価はどうなるのか、この点をめぐって武田氏の意見をさらうかがいたい。

他方で下村氏は、『田中角栄と自民党政治』(有志舎、2011年)をまとめ、経済成長のもとでの複雑な利害対立を、政治的な演出と複雑な利害調整の観点から検証している。大会での報告もそれに沿ったものであり、利害調整の評価の力点は、田中の政治的な演出におかれていたが、政治的な演出を最終的に評価するためには、演出の浸透度を社会レベルで測定する必要があるのではないだろうか。かつて、篠原一が「現代史の深さと重さ」(『世界』1956年12月)のなかで指摘したような、「社会の深みから政治社会の頂点に向って働きかける諸勢力の葛藤」の検証であり、高島通敏が『地方の王国』(潮出版社、1986年)で考察したような、地方の実情から政治過程を検証する方法である。下村氏には、利害調整を検証する政治史的方法についてうかがいたいと思う。

2人の報告の外延とは、私が指摘した第1や第3の課題にかかわることであり、「歴史としての高度成長」を長期的視点や東アジアとのかかわりで考察する課題である。武田氏は、報告で「国際的な枠組み」と高度成長の関連を問い、20世紀や冷戦構造といった長期的視点のなかに高度成長を位置づける議論を展開した。そのなかで、20世紀システムと冷戦構造のかかわりについて2つ言及し、先進工業国間の競争条件の平等化と、途上国の政治的安定(親米)を促す援助・開発を指摘している。この点をふまえたうえで、武田氏には、東アジアにおける日本の国交回復の遅れ(韓国、中国)

が高度成長に与えた影響についてどのように考えているのかをうかがいたい。従来、この点に関しては、日本の賠償や東南アジアへの進出などが議論されてきたが、東アジア・東南アジアとのかかわりで高度成長を歴史的に位置づけるとどのようになるか、さらにはうかがってみたい。

他方で下村氏にうかがいたいのは、近年の日本の政治史研究・政治学研究と、中国史・東アジア史研究の方向性の相違についてである。下村氏をはじめ、近年、高度成長期や1970年代を対象にした日本の政治史研究や政治学研究が活発に進められており、日中国交回復などの評価をめぐって、田中角栄や大平正芳らの政治家や日本の官僚の役割を再評価する見解が多く出されている。それに対して、たとえば中国史では、井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、松村史紀『「大国中国」の崩壊』（勁草書房、2011年）などのように、日本の政治史研究でまだ前提になっている日米関係史を大きく乗り越え、アジアの主体性にも目を向けながら、戦後東アジア史を広い視野の中で論じる研究が相ついでいる。今日の下村報告は内政を論じたものであり、外政について言及するのはないものねだりのように聞こえるかもしれないが、ここで指摘したことは、ひとり下村氏に限ったことではなく、日本史と中国史の研究動向・視点の大きな相違であり、内政を研究する日本政治史・政治学研究でも留意すべきことだと思われる。以上をふまえ、1960—70年代の研究の視点の相違をめぐって下村氏から意見をうかがいたい。

<参加記>

鬼嶋淳（佐賀大学）

2013年12月7日、同時代史学会2013年度大会が「歴史としての高度成長」をテーマに一橋大学で開催された。午後のシンポジウムは、第1報告：下村太一氏「高度成長と自民党政治—「保守の危機」と田中角栄」、第2報告：武田晴人氏「高度成長期経済史研究の到達点」の2報告と、大門正克氏と小沢弘明氏のコメントで構成された。

趣旨説明によれば、「冷戦」後、高度経済成長期を「歴史として」研究する条件ができ、研究も著しく進展したため、今回「中間的総括」を試みて、同時代史研究の今後の課題を明らかにすることを意図したとのことである。

私は、近年、高度経済成長が地域社会や運動に与えた影響について関心をもって研究を進めている。シンポジウムへは、中央の政治史、経済史研究では、変動が激しく、長期間にわたる高度経済成長期における地域社会の変化、社会の変化をどのように捉えているかに注目して参加した。

下村報告は、佐藤栄作内閣期の田中角栄の政治手法に関する詳細な実証的研究であった。高度成長期の「保守の危機」に対して、田中が「公益優先の土地利用」「農村工

業化」「工業再配置」といったシンボルを提出し、政治家、利益集団、官僚組織の利害対立をうまく調整したことが、福田赳夫との権力抗争に勝利した鍵がある、と報告した。

武田報告は、高度経済成長期の、①国際的な枠組み、②資本主義の変化、③社会変化をどう捉えるか、の3点を取り上げた。特に強調されたのは、第3の点であった。1950年代後半以降、機械工業の発展が民間企業の雇用拡大をもたらす。ただし、政府レベルの政策は、完全雇用のためにもっぱら経済成長の実現が目的であった。社会格差の是正についても、経済成長を実現するためという文脈のなかで正当化された。経済成長により補完できない問題は、政治課題となり利益誘導といった形で解決された。「企業社会」では、社会的な包摂は部分的にならざるをえず、絶えず「包摂の不完備性」が見られた。雇用拡大時には、流動性が高い社会において子ども世代の社会的地位上昇への期待があったため、社会問題とならなかった。また、そうした不完備性は、専業主婦を生み出す背景、「家族」という単位を温存することにもなった。以上のように、経済史研究の側から、高度成長期の社会の全体像を構想することを試みた報告であった。

大門正克氏のコメントは、2つの報告の共通キーワードとして、「経済成長」と「利害調整」をあげたうえで、武田報告に対しては、①「包摂の不完備性」について、具体的には「企業社会」が人々の生存をどこまで包摂できたのか、②「包摂の不完備性」が経済成長のあり方を考えるうえで大きなポイントであるなら、不完備性が各国でどのように形成されていたか、国際比較が必要なのではないか、③近代家族に負担がかかったのが日本の経済成長の特徴であれば、各国ではどうなのか、について質問した。下村報告に対しては、①都市問題への対応について、②田中の利害調整といった場合、官僚や政治家間の問題だけではなく、社会にまでおいて分析する必要があるのではないか、③1960～70年代の政治史研究における国際関係を含んだ研究の可能性、などについて質問した。

小沢弘明氏のコメントは、「高度成長の歴史的位置をめぐって」と題されたもので、高度成長を議論するときの前提を、新自由主義の思想、運動、体制といった「新自由主義の時間」を補助線にしてコメントしたものであった。印象に残ったことは、日本の高度成長の「終わり」についての議論である。オイル・ショックといった事件史を強調するのではなく、70年前後の資本主義の構造転換のなかで変化の指摘、例えば、安価な労働力をヨーロッパでは外国人労働力に依存するが日本はどこから労働力を調達したのかという質問、さらに国際的にみれば、高度成長と新自由主義は接続しているが、日本で直結しているように見えないのはなぜかという疑問がだされた。

シンポジウムに参加して、①武田報告では、経済史の立場から、国際関係を含めて

社会史への架橋を試みたものであったが、高度成長期研究は、各分野ごとにまだ事例を深めている段階であること、②1960年代後半、農村、地方都市などを含めて社会が変化するなかで、政治、経済ではどのように再編、統合を試みたのかという柳沢遊氏からの質問と関わるが、それぞれの方法で社会レベルでの変化を掴むことが、高度経済成長期の日本社会の特徴を検討する際のポイントになるのではないかということ、その意味では、戦後地域史研究にとって、高度経済成長期の分析は重要なテーマであることを再確認できた。

「歴史としての高度成長」研究の「中間的総括」と位置づけられた今回のシンポジウムは、各報告、コメントが充実していたため、討論時間が短くなり、質問用紙に書かれた質問も紹介できなかった。個々の実証研究が進展している段階であるならば、様々な関心をもつフロアからの質問のなかに、今後の研究を考えていくヒントがみられたかも知れないと思うと、その点だけは残念であった。

棚井 仁（東京大学大学院）

同時代史学会の2013年度年次大会が2013年12月7日に一橋大学において開催された。午前の部では自由論題報告が4つのグループに分かれて行われた。午後の部では「歴史としての高度成長」を共通のテーマとして、武田晴人氏（東京大学）、下村太一氏（神戸学院大学）が報告された。以下では、当日の議論を簡単に振り返り、最後にいくつか感想を述べることで参加記の責を果たしたい。

まず、武田報告「高度成長期経済史研究の到達点」では、①国際的な枠組みをどう捉えるか②一国史的な観点—資本主義の発展段階と構造③社会構造の変化への視点という3つの論点が掲げられた。第1の論点については、「冷戦構造が政治経済システムにどのような影響を与えていたのか」が問われ、IMF・GATT体制の下で先進国間のイコールフットィング（競争条件の平等化）が実現される一方、途上国に対しては政治的な安定（親米）を促す援助・開発が行われたことなど、国際的政治経済システムを中心に議論が展開した。第2の論点は、そうした国際経済システムの下での日本資本主義の発展段階と構造について、機械工業を軸にした考察だった。そこでは、機械工業の特徴として雇用の誘発効果が大きいことや、その生産技術の進歩の特異性などが指摘された。第3の論点では、そのような国際的・国内的条件に規定された「社会構造の変化」に焦点が当てられた。当該期の「企業社会」による社会的な包摂は部分的に止まったこと、またその包摂の不完備性を補うものとしての「家族」とそこでの専業主婦による「シャドウ・ワーク」の果たした役割が指摘するものだった。

一方、下村報告「高度成長と自民党政治—「保守の危機」と田中角栄—」では、①田中角栄はなぜ、佐藤栄作首相の後継者として台頭したのか②「田中政治（＝利益誘

導政治)」はどのようにして形成されたのかを問うものだった。そして、土地・住宅政策、農業政策、工業再配置政策を中心に検討が加えられた。第1の論点について、ライバルの福田赳夫が利益集団や自民党議員との利害調整に失敗したのに対し、田中は政策過程の要所で登場し、様々な「シンボル」を活用することで利害調整を図り主導権を握ったことが指摘された。第2の論点については、農業政策において米価引き上げが行き詰まる中で、農村への開発事業誘致のような新たな利益誘導の手段が形成されるほか、工業再配置政策において通産省と経済団体のネットワークが新たに構築されたことが指摘された。高度成長にともなう社会経済変動のなかで、こうした政治家・利益集団・官僚組織の間に新たにネットワークが形成され、あるいは従来とは異なる形に再編されたことが示された。両報告は、それぞれ個別の課題に対しては説得的な議論となっており、教えられるところが多かった。しかし、両者を並べた時、そこから具体的なインプリケーションは得られなかった。

近年、高度経済成長期を対象とした歴史研究が蓄積されてきている。そうしたなかで、『高度成長の時代 1~3』（大月書店、2010年）や『シリーズ 戦後日本社会の歴史 1~4』（岩波書店、2012,13年）は、現段階での代表的な成果であろう。また一方で、武田晴人『シリーズ日本近現代史 8 高度成長』（岩波新書、2008年）や荒川章二『全集日本の歴史 第16巻 豊かさへの渴望』（小学館、2009年）など、これらより先行して通史というかたちで高度成長期を扱った作品も刊行されている。同時代史学会の大会趣旨文にも、「本年度の大会では、「歴史としての高度成長」というテーマの下に、進展が著しい高度経済成長期研究の中間的総括を試みたい」とされており、上述のような研究動向を念頭に置いたものであると思われる。しかし、大会当日、その趣旨についての説明が十分果たされていなかった点が非常に残念だった。前述の『高度成長の時代』、『戦後日本社会の歴史』を一瞥すれば、地域社会、開発主義、社会運動、マイノリティー、家族、福祉、教育、労働、さらにそれらの背後にある理念や思想など、高度成長に多様な視角から接近した論考が並ぶ。それに対して、ここでは経済史および政治史からのアプローチであったのだが、経済史／政治史という視角を設定することで、この企画が高度成長の「何を問題とするのか」は問われないままであった。また、すでに荒川章二氏は高度成長期研究の到達点と今後の課題を示されている（『歴史評論』第752号、2012年）。そこでは、自身の歴史叙述の手のうちを明かしつつ、大門正克氏を中心とした近年の「主体」（民衆の生活世界）を強調する手法に対し、「構造」（冷戦体制）を重視したことが述べられており、「どこに視座を求めるか」という点についても多様な立場があり得るはずである。これまでの研究の蓄積とそれを支える多様な問題意識を踏まえた上で「中間総括」がなされる必要があるのではないだろうか？

第 1 1 回関西研究会彙報

日時：11月30日（土）13:30～17:00

場所：追手門学院大阪梅田サテライトセミナールーム

書評会：恒木健太郎『『思想』としての大塚史学-戦後啓蒙と日本現代史』（新泉社、2013年）

2013年11月30日（土）に開催された、第11回関西研究会は、恒木健太郎氏の著書『『思想』としての大塚史学：戦後啓蒙と日本現代史』（新泉社、2013年）の書評会として行われた。追手門学院大阪梅田サテライトセミナールームにおいて、午後1時半から午後5時まで、参加者は約15名であった。

小堀聡氏（名古屋大学）の司会のもと、まずは、牧野邦昭氏（摂南大学）と鳩澤歩氏（大阪大学）から書評があった。

牧野氏は本書の成果を「大塚史学」の論理構造の明確化だとした上で、本書が新たに提示した課題として、以下の二点を挙げた。すなわち、（1）大塚とその周囲の人々との関係の解明、（2）大塚の「前期的資本論」や「局地的市場権」と、戦後政治思想における「東京一極集中の是正の論理」との親和性の検証、である。

鳩澤歩氏は、大塚の後継者にあたる比較経済史の研究者たちでさえ、「大塚史学」を否定的媒介として扱うようになってきているという近年の研究動向を紹介した上で、以下の論点を挙げた。恒木論は、大塚史学が1960年代後半に影響力を失っていくと指摘しているが、もう少し慎重に評価すべきではないか。例えば、1970年代に「プロト工業化論」が起るが、これは当初は大塚史学と矛盾するものとは考えられておらず、むしろその影響下にあるものと捉えられていたのではないか。また、本書は「大塚史学の現代性」をグローバル化や右傾化といった外部状況と結び付けているが、これは逆に大塚の「思想」の矮小化につながる危険はないのか。これらについて、恒木氏は「プロト工業化論」が大塚史学を源流にしているとの証言やテキストはたしかに残っているとし、大塚史学は「グローバル化」を無批判に称揚する潮流に課題を突き付けるものだとは応答した。

その後、参加者との質疑応答に移った。参加者側からは、大塚が与えた影響は、思想史レベルと経済学レベルでは異なるのではないかというコメントや、東大経済学部における大塚久雄の位置についての質問が出された。（文責・山本昭宏）

第12回関西研究会彙報

日時：2014年1月12日（日）13:00～17:00

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス 1406

報告：小宮京 「自治体警察に関する一考察」

中島琢磨 「沖縄の『核抜き・本土並み』返還とその論理—日米安保条約の沖縄への適用をめぐる—」

小宮報告は、1948年3月の旧警察法制定から、1954年6月の現行警察法制定までの約6年間における自治体警察の実態を、とくに組合警察に注目して検討するものである。この作業を通じて、「警察制度と地方分権」の関係について考察しようとする意欲的な報告であるといえよう。

報告では、①占領初期の警察制度改革において、GHQが最重要視したのは「地方分権」であったこと、②旧警察法では、自治体警察の設置が義務付けられる一方で、組合警察は財政面での負担が大きい中小自治体のための例外的措置として認められていたこと、③1951年の改正旧警察法では、組合警察について明記されたものの、改正後の設立事例は2例に過ぎなかったこと、④1954年の現行警察法制定によって組合警察を含む自治体警察はすべて消滅したこと、すなわち、「地方分権」と切り離された現行の警察制度が完成したことなどが、各地の事例を踏まえて明らかにされた。

質疑では、組合警察が組織された地域と未組織の地域の差は何か、組合警察の設置要因としては、財政面での負担軽減だけでなく、地域間の政治的思惑なども考慮すべきではないか、などの質問が出た。
(文責・本井優太郎)

報告は中島氏のこれまでの研究を前提としつつ、「1 佐藤内閣の成立と沖縄返還問題の提起」「2 1967年日米首脳会談」「3 1969年の返還交渉」「4 沖縄返還協定交渉」という重要な争点・論点にしぼる形で行われた。これまで史料的制約から、米国側の分析が先行してきたのに対して、近年公開された日本外務省の外交記録や元外務官僚への聞き取りを活かし、日本側の分析を大きく進展させたことが重要だといえる。また、「核抜き・本土並み」返還は、日米の不平等な法的・政治的関係の是正を意味しており、安保改定に続く沖縄返還によって、日米安保体制の法制度上の枠組みが固まったと結論づけた。

質疑では、密約に関わる問題、事前協議制度の理念と実態、ANSUS条約との関係、「朝鮮議事録」の扱い、軍事技術革新との関係、公共空間を主張して返還を求める具体的方法、日本外務官僚と米国軍部とのパイプの意味、などについて質問がなされた。
(文責・櫻澤誠)

第34回研究会

日時：2013年11月2日（土）14：00～18：00

場所：立教大学池袋キャンパス12号館地下第3・4会議室

<報告要旨>

軍隊の移動——移動、労働、ジェンダーの視座から

松村美穂(一橋大学大学院)

はじめに

報告者の研究は、第二次世界大戦後から今日までの、主にアメリカの大学での研究や軍内部の研究、帰還兵の語りや市民運動での議論などを読み直し、兵士はどのような職業や労働・仕事とみなされてきたのかを歴史的に考察するものである。報告者はこれを、それらの言説に（人の）「移動」がいかにか描かれ・語られるのかをみるという方法で考察している。というのも職業や労働・仕事を考えることは、人々の住居や家族、進学・就職といった人生の計画と行程について、また、人々が生きる場所である社会や国家の在り方について考えることでもあるからである。本報告では、1) イラク戦争の帰還兵の語り、2) 第二次世界大戦後の大学における軍隊の研究、3) 1980年代頃の大学のフェミニストの研究者による軍隊の研究という3つのシーンをとりあげ、軍隊を移動と労働という視座から考察することを試みた。

兵士という移動と労働

出発点は、2003年からのイラク戦争にアメリカ軍兵士として従軍し、帰還した人々の語りと証言である（報告では主に IVAW=反戦イラク帰還兵の会という反戦運動の団体の活動を参照した）。

そこには、イラクへ行きアメリカへ帰るという国境を越えた地理的な移動が表れるだけではない。身体や心の変容や、アイデンティティや社会的身分の変化、家族や国家や社会などと自分との関係の変化など、さまざまな変化や変容という、別のかたちでの「移動」の経験も錯綜している——彼ら彼女らが軍隊に入った動機は、経済的事情や愛国心・イラクの人々の民主化を支援しようという気持ちなど、多様で、いずれも自分の人生を「より良いもの」にしたいという期待からであったという。しかし、訓練を経てアメリカ軍兵士になり、外国で武装した占領者になることは、暴力のみを通して人々と接する軍隊の論理や、イラクの人々をすべてアメリカの「敵」とみなすナショナルな論理に囚われてしまう過程でもあった。帰還兵たちにとってそれらは、「自分を失う」ような経験であったという。彼ら彼女らは、アメリカに帰って軍を辞

めた後も、転職や進学や反戦運動といった次の移動を始めるためには、まず兵士であった自分を「解体」しなくてはならないことや、また、戦場や軍隊で得たものや失ったもの——心身の傷や罪悪感、後悔、「敵」や仲間の死者への思いや、人生が思わぬ方向へ変わってしまったという気持ちなど——を抱えたままでも、進まなくてはならないということを語っている。

これらは、戦争という仕事に国家の軍隊の兵士として関わった労働者たちの証言・語りとして聴くこともできる。そこには、今日のアメリカの戦争を支える人種化されジェンダー化されたグローバルな「分業」の構造と、国家の暴力の代理人としての軍隊の位置が語られている——アメリカでは、軍は1973年から全志願制を採っており、多くの人々が戦争にも軍隊にも関心を持たないなかで、人種的マイノリティや貧困層・移民など社会で周辺化されている人々がより多く軍に入るといふ。また今日では、軍の仕事の多くが民営化され、イラクでもアメリカでも、軍事教練や医療、基地建設や雑用、通訳、刑務所管理や警備などのさまざまな場に、民間軍事企業の「傭兵」から日雇いの労働者まで、多国籍の労働者が働いている。そして軍隊の内部では、階層性と仕事の細分化ゆえに、兵士たちは上官の命令に従い自分の部隊や持ち場のみに専念していた。そして、そうすることによってイラク占領という全体の一部となっていた。彼ら彼女らの語りには、そのような「分業」や「代行」が重なる仕組みによって、イラクの人々への虐待や拷問も含めた暴力的な仕事＝戦争が成り立つことが批判的に示されているのである。

近代の移動と大学における軍隊の研究

このように戦争と軍隊を移動と労働という視座から考えることの、ひとつの系譜は、1950年代以来の大学での軍隊の研究にさかのぼることができる。この時期に、政治学や社会学において軍隊は新しい研究テーマとして見出されたが、そこでも、人々の多層的な移動は、社会や国家や人間についての理論構築や社会調査の前提であり、方法であり、また記述の表現でもあった。

たとえば政治学では、軍隊の管理職である軍人（将校、officer）は「専門的職業」のひとつとされた。それはこの仕事を、産業化や都市化とともに社会の分業と専門分化が進むなかで、国民の健康や正義や安全を支える公共のサービス業のひとつとすることであった。それと同時に、この仕事を、出自に関わらず誰にでも開放される職業のひとつにすることもあった——人々が、生まれた家や土地を出て、進学や就職をし、自分の家族を作っていく人生の行程のなかでも、しばしば「経済生活・職業世界への移動」と呼ばれたものである。仕事は、人々が自由な意思で、自分の人生をより良くするために選ぶもので、言語や思考様式・ライフスタイルなどを変化させ、アイ

デンティティの安定や社会性や仲間を獲得しながら、成熟した近代的な市民になっていくためのルートの主要なひとつと考えられていた。1950年代のアメリカでは、より良い方向へ向かう人々の移動と、それを可能にするために機会の平等などを制度的に用意していく社会の移動（変容・変動）が、じっさいにもイメージとしても普及し、人々に肯定されるようになっていったのである。

そのようななかでも、一般の兵士は徴兵制で集められ、軍人によって市民から兵士へと作り替えられるものとされていた。だが、軍が強制的・一方的に訓練を施すのではなく、人々の主体性を重んじつつ統率するかたちにしていくことが、軍の「民主化」として目指されていた。たとえば「戦闘動機（兵士たちはいかに戦うのか）」に関する研究は、兵士たちの戦場での経験や気持ちを聴き取り、兵士が恐怖を覚えることや殺人をうまく行なえないこと、部隊の仲間との「絆」を頼りにすることなどを明らかにしていった。それらは軍人の専門的知識と技術の一部として蓄積され、思考よりも身体が動くように訓練することや、家族のように親密な関係の組織づくりをすること、アメリカにいるときと同じような生活ができるように兵士の労働環境を整えることなど、将来の兵士がより良く働けるように軍を改善することにつながられていったのである。この、軍人が公共のサービス業で、兵士の主体性を重んじつつ統率するという仕組みは、主権をもつ国民国家同士の国際社会におけるアメリカとアメリカ軍の役割ともパラレルであった。アメリカ軍の仕事は、兵器や軍事技術などといった暴力の「管理」や戦争の「抑止」、国際社会の「警察」的な役割などとされ、また、アジアの「新興」諸国に対しては、主権国家という形態を承認しつつも、軍事教練や基地生活、装備の売買などを通して、アメリカの近代性を模範として示しながら、影響力を及ぼそうとしていたからである。

女性の移動とフェミニストによる軍隊の研究

戦争と軍隊を移動と労働から考える、もうひとつの系譜は、1980年代以来の国際関係の分野のフェミニスト研究者による軍隊の研究である。1970年代頃から大学の専門的職業としての研究者に女性が増え始め、さまざまな分野の概念や理論、方法のなかの、男性中心主義を見直す作業を進めてきた。1950年代の政治学や社会学に通底していた「移動」についていえば、人々の多層的な移動と仕事の世界に関する見直しがなされ、女性が、男性の家族として運ばれ「主婦」として家庭に留められる受動的なものではなく、女性も主体的に労働していること、「女の仕事」とされてきたような活動が労働でもあること、女性にも労働力（移動能力）があることが記述されていった。つまり1980年代からのフェミニストによる軍隊に関する研究は、国際関係の分野において、女性の移動と労働を記述していくことでもあった。

そこでは、戦争と軍隊が軍事領域の仕事のみで成り立っているのではないことや、アメリカ軍がアメリカのみで支えられているわけではないことが批判的に指摘された——たとえばアメリカ軍が兵士を基地や戦場に配備したり、兵士の健康管理や士気の維持などを行うときには、戦場のキャンプや病院、基地周辺の性産業や日用のサービス業、兵士の家庭、兵器工場など軍隊の内外のさまざまな場所で、女性兵士、家事労働者・兵士の家族・看護師・セックスワーカーなどのかたちで、人種も民族も階級も多様な女性たちが有償・無償の「労働」に携わっていたからである。そしてそれら女性の仕事の多くは、(専門的)職業や生産的労働とも、また「きちんとした」仕事ともみなされず、技術の熟練や賃金の獲得につながることも限らなかった。あるいは、女性が長くひとつの仕事に留まっても、キャリア形成につながることは限らなかった。たとえばアジア諸国出身の女性の労働は、アメリカ資本の工場から基地に仕事先が移ることや、同じアメリカの基地でも外国のものへ移動すること、戦場でのセックスワークから観光産業でのそれへと移ることなどもあり、(国際)結婚や転職・移住など、社会的地位の変化や国籍変更も含むさまざまな移動とも、切り離せないものだった。そして女性自身の語りでは、主体的に労働することが、パートナーや子どもへの愛情や、母や妻といった立場にアイデンティティを置くことなども重なり得るものだった。つまり、女性の移動と労働は、軍隊の内と外、軍事の領域と政治経済の領域、それら「公的」な領域と家族や生活の「私的」な領域、アメリカとその他の国々を区別するナショナルな枠組みなどの境界線を横断して行なわれてきたのである。しかもそのなかには、女性が(兵士の)性暴力の対象にされることや、生活のためにセックスワークをせざるを得ないような状況も含まれていたため、戦争と軍隊の仕事の「分業」は、女性に対して、暴力を受ける立場を(強制的に)引き受けさせるような、押し付けるような構造になっていることが明らかにされたのだった。

むすびにかえて

2000年代の帰還兵たちの語りを、複雑で連続する移動の経験として、また、労働の経験として聴くとき、1950年代の軍隊の研究も1980年代以来のフェミニストの研究も、人々の、より良い人生を歩もうとする期待や努力と、それを実現するための主要なルートに(主体的な)労働というかたちがあることを描いていたものとして読み直すことができる。さらにそこに「分業」や「代行」といったより構造的な言葉をいかに関わらせるかをみることで、研究という仕事・研究者の移動を含めながら軍隊や戦争をみることに繋がると考えている(たとえば研究という仕事は、軍隊という仕事とどのような関係にあるのか)。それについては報告ではふれなかったが、博士論文での課題としたい(そのことに色々な注意や助言をくださったコメンテーターの方々、報告

の機会をくださった研究会の皆様にご挨拶いたします）。

戦後日本の戦争犠牲者援護と傷痍軍人

植野真澄（東洋大学）

本報告では、戦後日本の援護制度の中で傷痍軍人はどのように位置付けられ、また傷痍軍人自身は自らの体験をどう位置付けてきたかについての概要を紹介した。

まず、戦中は、戦争の長期化に伴い戦没者の増大だけでなく傷痍軍人もまた質量ともにそれまでの傷痍軍人対策では対応しきれないほど援護の対象者が増大したため、国としては傷痍軍人の援護施策の一層の充実を図る必要に迫られた。その結果、「前線の将兵をして後顧の憂なからしむる」ために「隣保相扶の精神」で補いきれない部分を国が「援護」することとされた。傷痍軍人に対しては一層の「再起奉公」を求める精神指導を強化し、一般国民に対しても、そして学校教育の中でも軍人援護の精神の教化運動を積極的に展開したが、この「再起奉公」の精神は傷痍軍人に対しては、傷病を克服し再び生きる意欲の原動力として作用した。しかしその精神で社会復帰を果たすには、現実には就労問題が立ちばかり、企業や地域の「自発的協力」の真価が問われることになった。この点については、第一義的には戦時中の総動員体制に由来する労働力不足を補填しなければならないという事情から、そして国の雇用支援も加わり、身体にハンディを持つ傷痍軍人の職業問題は、一定程度の解決がみられた。だが、それは元来、公的な支援を必要とする身体障害者や生活困窮者の保護施策が軽視されるという実態の上に成り立っていたのであり、軍人援護という軍人優遇の方針の上で解決が目指されていた。

次に、敗戦後の占領軍による非軍事化政策の下では、敗戦を境に海外から帰国した多くの復員者、引揚者のために、戦時中の傷痍軍人の雇用状況は一転し、雇用の場から締め出されただけでなく、従前の、軍人援護施策における経済的な支援や公的な雇用支援をも断たれることとなった。こうした状況で一般人以上に食糧難、就職難の影響を受け、その結果、退院しても仕事に就けず生計のめどがつかない傷痍軍人は、かつての病院着であった白衣と軍帽を身に着け、街頭や電車の中で募金をはじめめる者も出てきた。これが白衣募金のおこりである。国立病院の有償化の動きも加わり、白衣募金は全国的にみられる形態となり、世間の同情を集めた。

その後、冷戦体制の進行と朝鮮戦争の勃発に伴い、日本の再軍備が議論されるに至り、主に左派政党の平和運動の中で唱えられた再軍備反対論は、日本の講和独立のあり方を問う議論と密接に関わる形でおこっていた。本報告では、そうした議論の中で、かつての「戦争犠牲者」である傷痍軍人、とりわけ当時は社会問題となっていた、いわゆる「白衣募金者」問題に象徴される傷痍軍人の生活問題、職業問題がどのように

とらえられていたのかについて考察した。

まず、当時の左派政党機関紙は、平和運動に参加する白衣姿の傷痍軍人を積極的に紹介し、反戦平和の象徴的存在として取り上げた。この当時の左派政党の「戦争犠牲者」援護認識とは、戦没者遺族よりも傷痍軍人の窮状に同情的であり、再軍備反対の中での対策を模索していた。とりわけ講和条約調印後の1951年秋以降は、戦没者遺族や傷痍軍人に対する国の援護のあり方が省庁をこえて論議を始める時期でもあったが、その当時の社会党はその講和のあり方をめぐって左右に対立していた時期であった。戦争犠牲者対策を一般社会保障の充実という形で解決を図ろうと考える左派社会党と、社会保障の要素を加味した国家補償すなわち「国家保障」を構想した右派社会党の考え方が存在した。しかし両者に共通していたのは「再軍備よりも生活の安定」という姿勢であり、それは必ずしも戦争犠牲者問題の解決を戦争責任という視点から追求した姿勢ではなかった。

このことは、左派政党機関紙上で、傷痍軍人が次第に「忘れられた」戦争犠牲者として取り上げられるようになったという変化にも通じるものであった。つまり、傷痍軍人像は白衣姿でデモをする傷痍軍人から、病院で療養を続ける「弱々しい」傷痍軍人へと変化した。

一方、戦争病者戦没者遺族等援護法案は当初厚生省内で模索されていたが、講和条約調印後の1951年秋に閣議決定により省を超えた打合会が設置され、それと前後して実施された白衣の傷痍軍人によるハンスト事件は、国会審議の場で当時の厚生大臣の援護対策についての答弁を引き出したという意味で重要な契機となった。しかしあくまでも「補償」ではなく「援護」の範囲で支援するという発想は、戦中の軍人援護の「援護」とほぼ同じものであった。

しかし国の命令で動員されたのは旧軍人軍属に限らない、非常に幅広い層にわたる点が、戦後の「援護」の問題であり、徴用者に対する援護施策なども戦後新たな解決が課題とされていた。そのため、国会審議の過程で、旧軍人軍属に「準じる」人々という形で国との雇用関係のあった者についても本法の対象とすることになった。そして第一条には「国家補償の精神に基き」の文言が加わり、遺族一時金が「弔慰金」と名称を変更するなどの修正は、本法による精神的慰藉を目指すねらいがあった。

この戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」と略）は、日本が独立を果たした直後の1952年4月に制定、施行されたが、この翌年の1953年8月には、敗戦後に占領軍の非軍事化政策の一環として廃止されていた軍人恩給が復活した。しかし、援護法も軍人恩給の復活も、すぐには白衣募金者に代表される傷痍軍人の生活、雇用の問題の解決につながるわけではなかった。

軍人恩給復活後の1953年秋に厚生省は白衣募金者の全国実態調査を実施した。当時

は、軍人恩給を受給していながらも生活できないという傷痕軍人が半数以上を占めていた。しかし中には傷痕軍人ではない偽者もいた。この調査は「戦傷病者であって募金行為等を行うものの実態を把握し、これらの者の福祉と更生援護対策の推進を図るため」という趣旨で実施されたが、白衣募金者の解決は本人の「更生」が目指された。調査結果は白衣募金者に限らず当時の身体障害者の厳しい雇用状況を映し出していたにもかかわらず、本人の「更生」がまず目指されたのは、当時の身体障害者の職業問題が雇用主への協力を求める形でしか展開されていなかったという事情であった。この調査以降、白衣募金者に向けられたのは「自力更生ができない」戦争犠牲者という見方であり、そして「自力更生をしない」という見方に進展する契機も含まれていた。この「できない」から「しない」への認識の展開は、「できない」事情を汲んで解決策を考える、という姿勢から、「しない」ことを非難し排除したいという当時の日本社会の傷痕軍人認識の一つの変化のあらわれともいえるものであった。

そうした、白衣募金者に対する社会の見方が、敗戦後次第に厳しいものに変化する中で、当事者である傷痕軍人は、そうした社会の認識を改めるべく、白衣募金者一掃運動をおこすこととなった。

占領下においては旧軍人団体の結成は禁じられていたが、講和独立後の1952年秋には戦中の傷痕軍人の全国組織の流れをくむ日本傷痕軍人会が結成され、軍人恩給の復活要求とともに、白衣募金者を否定し、一掃する運動をおこすに至った。

軍人恩給の復活は、一般的には旧軍人の既得権の復活とみなされ、十分な理解が得られていたわけではなかった。そのため、当時の傷痕軍人の窮状を主張するには、白衣募金者とその象徴的な存在であることは認めながらも、大半の傷痕軍人は「真面目」であることを主張する必要に迫られた。しかし「真面目な働き手」であることを主張したとしても、そのことがただちに職業問題の解決につながるものではなく、傷痕軍人会としては雇用主に対しては傷痕軍人の就労を訴え、傷痕軍人に対しては一層の「自力更生」を求めることとなった。

その後、1958年には、軍人恩給と援護法の大きな制度改正がなされた。一つは援護法に戦後新たな身分として「準軍属」制度を創設し、対象の拡大を図るとともに、軍人恩給では傷痕軍人に対する傷病恩給における旧軍の階級差が撤廃された。また、従来の恩給制度では対象外とされていた内部疾患（肺結核、精神障害、外傷性てんかんなど）が制度に含まれることになり、審査基準の是正もなされるにいたった。それは、旧軍人（恩給）に対する社会的な反発を背景に実現できた側面もあったが、それ以来、1960年代以降の戦没者の日本遺族会、日本傷痕軍人会の運動は、ともに軍人恩給と援護法の制度拡充と、精神的慰藉の事業を国に求めることが主眼となった。

戦傷病者に対しては、2000年に国は目症戦傷病者特別慰藉事業が、援護法ならびに

軍人恩給の制度上は金銭的な支援の対象外であった軽症者に対する書状と銀杯授与がなされた。その慰藉事業を契機として戦後 60 周年の記念事業として戦傷病者等労苦継承事業が計画され、2006 年 3 月にはしょうけい館（戦傷病者史料館）が開館した。同館は国の委託事業として日本傷痍軍人会が運営することとなったが、同会会員の高齢化に伴い 2013 年 11 月末に解散した。同会解散に伴い、同館の運営は民間企業に委託されることとなった。

このように、戦後の傷痍軍人に対する国の施策とは、軍人恩給と援護法という二つの法制度と慰藉事業とで成り立つ「旧軍人」援護制度であった。しかしその援護制度は、戦後は、援護法の「準軍属」制度の創設や傷病恩給における旧軍の階級差の撤廃にみられるように、従来の「旧軍人」にあてはまらない多くの「戦争犠牲者」から、その「旧軍人」の範囲について絶えず問い直される制度でもあった。しかし国は、その範囲を「国との雇用関係」に限り、その範囲内で遺族会や傷痍軍人会などの旧軍人団体からの要求にこたえる形で、とはいえ既定の援護予算の範囲内での制度改正を続けた。こうした度重なる援護制度の改正を通覧する限り、これらの改正は軍人恩給と援護法の対象者の減少に伴う支給額の調整にとどまり、必ずしも国として援護制度を支える確固たる理念に基づくものではなく、生存する旧軍人関係者に対する慰藉事業の域を出るものではなかったと考えられる。

その中で戦後日本の傷痍軍人とは、敗戦直後にあらわれた「白衣募金者」を傷痍軍人の生活困窮の象徴的な存在としながらも、そうではない「真面目な」傷痍軍人であることが絶えず社会から求められる存在であったといえよう。

<参加記>

松田英里（一橋大学大学院）

2013 年 11 月 2 日、同時代史学会第 34 回定例研究会が立教大学にて行われた。「第二次世界大戦後の軍隊経験と社会」という共通テーマのもと、政治経済研究所の植野真澄氏と一橋大学大学院博士後期課程の松村美穂氏による報告が行われた。報告後には防衛大学の河野仁氏と一橋大学大学院の吉田裕氏によるコメントがなされ、フロアからの質疑応答となった。この参加記では、当日の報告と議論の様子を伝えたいので、筆者による若干の感想を述べさせていただきたいと思う。

まず、植野氏の報告の内容について簡単に触れていきたい。植野氏からは戦後日本の援護制度における「傷痍軍人」の位置づけられ方と「傷痍軍人」自身による戦争体験の位置づけに関する報告がなされた。「戦後日本の戦争犠牲者援護と傷痍軍人」と題された植野氏の報告は、これまで氏が発表された研究業績に基づき、戦後日本の援護制度と「傷痍軍人」による運動という制度史と運動史の二つの視角から、「傷痍軍人」

という存在に迫ったものであった。報告では、「傷痍軍人」が軍人恩給や「援護」事業の対象に戦争による「犠牲者」として位置づけられていたこと、一方で「傷痍軍人」自身は、軍人恩給に対する社会の理解を得るために、恩給の増額・待遇の改善を求める運動の過程で「白衣募金者」を一掃し、「真面目な働き手」である「傷痍軍人像」を打ち出す必要性に迫られていたということが述べられた。

つぎに、松村氏からは、第二次世界大戦後から現在に至るまでのアメリカ軍兵士の実像に迫った報告がなされた。松村氏の報告では、「移動」、「労働」、「ジェンダー」という視角から、入隊・戦場体験・帰還・除隊という兵士の「移動」と軍隊内での兵士の体験を「労働」として読み解くという分析がなされていた。報告のなかでは、イラク戦争の帰還兵の語りに着目し、戦場体験というものが地理的な「移動」だけではなく、「兵士」によることを通じて家族や国家との関係の変容などを経験する複雑な連続する「移動」であったという指摘がなされていた。

つづいて、両氏の報告に対して、河野氏と吉田氏からコメントが寄せられ、続けてフロアからの質疑応答が行われた。植野氏の報告に対して河野氏と吉田氏からは、「傷痍軍人」の具体的な生活実態や「傷痍軍人」の戦争体験に関するコメントが寄せられた。なかでも、河野氏から出された「傷痍軍人」となったことにより人間として成長したという「PTSG」（心的外傷後の「成長」）の面はないのか、という質問がとても興味深い視角だと思われた。フロアからは、戦後日本の援護行政をどのように位置づけるのか、徴兵制の廃止された戦後に援護行政を展開しなければならなかったのはなぜか、「傷痍軍人」の運動と一般の「身障者」との運動との接点の有無などの質問が出された。フロアの質疑応答に対して、植野氏からは、戦後の援護行政は「受容」の精神を基本として足りない部分を国が補償するという位置づけであり、戦後の援護行政は「慰藉」の精神で行われた、栃木県などでは「傷痍軍人」と一般の「身障者」の運動との連帯がみられた、という応答がなされた。

松村氏の報告に対しては、河野氏と吉田氏の双方から戦争によって生活が向上した、あるいは社会的上昇を果たした人々が存在するという現実をどのように捉えればよいのか、というコメントが寄せられた。フロアからは、松村氏が提示した三つの視角に関する質問が出され、質疑応答が行われた。

以上が当日の報告と議論の概要である。最後に、参加者の一人としての感想を述べさせていただきたい。植野氏と松村氏の報告では、「傷痍軍人」や兵士の戦争体験・軍隊体験にどのように迫るのかという課題に対して、非常に示唆的な分析視角が提示されていた。しかしながら、今回の研究会で最も感じたのは、戦争体験・軍隊体験を分析し、叙述することの困難さである。両氏の報告では、「傷痍軍人」や兵士らの証言・詩などが資料として提示されていた。「傷痍軍人」やイラク戦争の帰還兵は、聞き取り

調査がまだ可能な人々であり、証言集も刊行されている。そのため、彼らの戦争体験・軍隊体験を分析するための資料は量・質ともに比較的そろっていると思われる。だが、戦争を体験したことのない我々が、彼らの戦争体験の「語り」のまえて、表面の「タテマエ」を捉えるだけではなく、意識の深層部分や心の機微を探り、歴史学・社会学として叙述するにはどうすればよいのか、その際にはどのような視角を用いればよいのか、それを強く考えさせられた。最新の研究動向を報告された植野氏・松村氏の研究報告においても、「傷痕軍人」や兵士を「戦争の惨禍」と捉えるだけではなく（それが大前提ではあるが）、「戦争犠牲者」、「戦争体験者」であるが故の「傷痕軍人」や兵士による営為や心の複雑な機微を読み解くことを今後の研究課題としているように見受けられた。特に、河野氏が提示された「PTSD」という問題は、重要な論点であるものの、分析・叙述する際には細心の注意と工夫が必要であると思われる。

また、今回の研究会では、記録を残すことの少ない人々にどのように迫っていくのかという課題も見受けられた。植野氏の報告に対し、コメンテーターの吉田氏からは「傷痕軍人」の妻に関する質問が寄せられた。「傷痕軍人」の妻は、夫である「傷痕軍人」と二人三脚で生活を営み、日本傷痕軍人会の活動にも参加している。だが、妻の証言は「傷痕軍人」本人に比べて少なく、特に「傷痕軍人」の妻としての「苦労」は語られにくいように思われる。松村氏の報告においても、海外基地でセックスワークを営む女性や兵士の妻などに焦点が当てられていたが、彼女たちによる証言や記録も多いとはいえないだろう。また、PTSDを発症した帰還兵なども、記録を残すことの少ない人々である。こうした人々に関心を寄せるのは容易なことではない。だが、記録を残すことの少ない人々に問題関心を寄せ、彼らの存在にいかにして迫っていくことができるのか、それが問われているように思われる。

同様の研究テーマを選択する者の一人として、今回の研究会は非常に学ばせていただくことが多かった。報告者の植野氏・松村氏とコメンテーターの河野氏・吉田氏には厚く御礼を申し上げたい。

編集後記

議論、異論のないまま、あるいは排除されて、物事が決定されることが、最近多いように思う。これは、単に国政レベルの話のみならず、地域の集まりなど、身近にもみられる現象である。

高度経済成長の名残が感じられる時代に、子供時代を過ごした。結論に至るまでには反対論、賛成論があり、様々の選択肢が検討される。時間がかかることではあるが、このプロセスは、小学校の時から学級会などを通して学ばされた。

今回、日本の高度経済成長期を分析する報告要旨、コメント、参加記を読みながら、問題点はあるにせよ、少なくとも様々の意見が存在し、選択肢が人々の前に提示されていた時代であったことがわかる。福澤諭吉の言葉を引くまでもなく、自由には不可欠の「多事争論」が、現代では物事の決定に際して、形式的な手続きに取って代わろうとされている。それぞれが声を上げなければ、この変化を助長するだけだ。

今号では、予定されていた原稿とともに、第34回研究会報告要旨、参加記も提出されたので、この分も掲載した。関西研究会の活発な様子も「彙報」からうかがえる。ただ、関東の研究会の「報告要旨」「参加記」のスタイルと異なる。関東、関西の研究会で様式を統一する必要があるのか、編集していて常に感じている。このあたり、関係者を交えて議論をしたい。(岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第24号

発行日 2014年5月16日

同時代史学会

連絡先：〒157-8511 川崎市多摩区東三田 2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

TEL/Fax 044-911-0564

nagae@sei.jo.ac.jp